

令和7年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和7年3月12日（水曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時37分 散会

○出席委員（27名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	6番	工藤 賢生	委員		7番	竹内 博之	委員
	8番	樋川 篤子	委員		9番	竹浪 敦	委員
	10番	成田 大介	委員		11番	坂本 崇	委員
	12番	齋藤 豪	委員		13番	蛭名 正樹	委員
	14番	畑山 聡	委員		15番	石山 敬	委員
	16番	木村 隆洋	委員		17番	千葉 浩規	委員
	18番	野村 太郎	委員		20番	尾崎 寿一	委員
	21番	蒔苗 博英	委員		22番	松橋 武史	委員
	23番	石岡 千鶴子	委員		24番	三上 秋雄	委員
	26番	工藤 光志	委員		27番	清野 一榮	委員
	28番	田中 元	委員				

○出席理事者

企画部長	外川 吉彦	総務部長	堀川 慎一
財務部長	奈良 道明	市民生活部長	佐藤 真紀
福祉部長	秋元 哲	健康子ども部長	佐伯 尚幸
農林部長	森岡 欽吾	観光部長	神 雅昭
建設部長	木村 和彦	都市整備部長	小山内 孝紀
上下水道部長	小野 敦弘	教育部長	成田 正彦
選挙管理委員会事務局長	岩崎 文彦	監査委員事務局長	工藤 浩
農業委員会事務局長	蒔苗 元	企画課長	白戸 麻紀子
企画課参事	櫻庭 智之	企画課長補佐	土岐 博志
広聴広報課長	佐々木 幸生	広聴広報課長補佐	葛西 砂織

健康づくりのまちなか 拠点整備推進室長	青 山 洋 蔵	人 事 課 長	福 士 太 郎
防 災 課 長	一 戸 拓 利	情報システム課長	羽 場 隆 文
情報システム課長補佐	木 村 幸 生	財 政 課 長	種 市 穂
管 財 課 長	太 田 泰 輔	市 民 税 課 長	村 元 広 美
資 産 税 課 長	田 中 知 巳	収 納 課 長	中 田 和 人
市 民 協 働 課 長	土 岐 康 之	市民協働課長補佐	齋 藤 弘 行
市民協働課総括主幹	山 崎 幾 子	市 民 課 長	長 利 博 子
環 境 課 長	葛 西 正 樹	福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
障がい福祉課長	成 田 亜 弘	生活福祉課長	間 山 博 樹
介護福祉課長	工 藤 信 康	こども家庭課長	清 野 悟
こども家庭課参事	村 田 善 彦	こども家庭課長補佐	太 田 宏 之
国 保 年 金 課 長	相 馬 延 承	地 域 医 療 課 長	吉 崎 拓 美
り ん ご 課 長	伊 藤 昌 一	農 村 整 備 課 長	小 倉 洋 幸
文 化 振 興 課 長	菊 地 謙 太 郎	土 木 課 長	工 藤 昭 仁
道 路 維 持 課 長	柴 田 義 博	建 築 住 宅 課 長	熊 澤 靖 夫
都 市 計 画 課 長	今 井 郁 夫	地 域 交 通 課 長	羽 賀 克 順
公 園 緑 地 課 長	鳴 海 淳	岩 木 総 合 支 所 長	野 呂 智 子
岩木総合支所民生課長	村 上 輝 光	相 馬 総 合 支 所 長	佐々木 章 夫
相馬総合支所民生課長	熊 谷 克 仁	上 下 水 道 部 総 務 課 長	中 村 洋 幸
学 校 整 備 課 長	高 山 知 己	文 化 財 課 長	石 岡 博 之
選挙管理委員会事務局次長	笹 広 人	監 査 委 員 事 務 局 次 長	菊 池 浩 行
農業委員会事務局次長	佐 藤 祝 幸		

○出席事務局職員

事 務 局 長	西 谷 慎 吾	次	長	竹 内 孝 行
次 長 補 佐	高 屋 憲	主 幹 兼 議 事 係 長		蝦 名 良 平
主 査	附 田 準 悦	主 事		外 崎 容 史
主 事	田 村 宣 樹	主 事		飯 田 大 空

午前10時00分 開会

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算
常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達して
おります。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託
された議案は、議案第1号から第18号まで及び第
42号の以上19件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しており
ます日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業
会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち、委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページ番号を申し添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

◎委員長（佐藤 哲委員） まず、議案第1号事件処分の報告及び承認について(事件処分第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第1号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第1号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算(第9号)であり、今冬の降雪に伴う除排雪経費を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に5億円を追加し、補正後の額を936億1976万円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の5億円は、除排雪等業務委託料を追加したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額、12款地方交付税を追加したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第2号事件処分の報告及び承認について(事件処分第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第2号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第2号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算(第10号)であり、今冬の降雪による災害救助法の適用に伴い、災害ボランティアセンターの設置・運営及び被災者の屋根雪の除雪に関する経費を計上するほか、農道除雪に係る補助金及び委託料を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に2605万2000円を追加し、補正後の額を936億4581万2000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の355万2000円は、災害ボランティアセンター設置運營業務委託料及び障害物除去業務委託料を計上したものであります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費の2250 万円は、幹線農道除雪業務委託料及びりんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金を追加したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4 ページにお戻り願います。

歳入につきましては、12 款地方交付税及び17 款県支出金を追加したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第 3 号事件処分の報告及び承認について(事件処分第 3 号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第 3 号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第 3 号は、令和 6 年度弘前市一般会計補正予算(第11号)であり、今冬の降雪に伴う除排

雪経費を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に 5 億円を追加し、補正後の額を941億4581万2000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7 ページを御覧ください。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費の 5 億円は、除排雪等業務委託料を追加したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4 ページにお戻り願います。

歳入につきましては、7 款地方消費税交付金及び12 款地方交付税を追加したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第 4 号事件処分の報告及び承認について(事件処分第 4 号)

を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長（奈良 道明）** 議案第4号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第4号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算(第12号)であり、今冬の降雪による災害救助法の適用期限が延長されたことに伴い、被災者の屋根雪の除雪に係る経費を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に1109万6000円を追加し、補正後の額を941億5690万8000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の1109万6000円は、障害物除去業務委託料を追加したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額、17款県支出金を追加したものであります。

以上であります。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 次に、議案第5号事件処分の報告及び承認について(事件処分第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長（奈良 道明）** 議案第5号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第5号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算(第13号)であり、今冬の降雪により発生しているりんご樹等の幹割れや枝折れ被害の拡大防止に必要な融雪剤及び塗布剤の購入に対する助成金を計上することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に2064万円を追加し、補正後の額を941億7754万8000円としたほか、繰越明許費の補正をしたものであります。繰越明許費の補正は、雪害対策りんご園地融雪等事業費助成金に係る追加1件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の2064万円は、雪害対策りんご園地融雪等事業費助成金を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額、12款地方交付税を追加したものであります。

以上であります。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第6号事件処分の報告及び承認について(事件処分第6号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第6号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第6号は、令和6年度弘前市一般会計補正予算(第14号)であり、今冬の降雪に伴う除排雪経費を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3億円を追加し、補正後の額を944億7754万8000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の3億円は、除排雪等業務委託料を追加したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金を計上したほか、一般財源として、7款地方消費税交付金及び12款地方交付税を追加したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第7号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第15号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第7号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第15号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に10億4871万5000円を追加し、補正後の額を955億2626万3000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、固定資産（土地）評価事業などに係る変更7件であります。

繰越明許費の補正は、物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金給付事業などに係る追加27件及び水道事業会計負担金などに係る変更2件であります。

債務負担行為の補正は、市営住宅等指定管理料に係る追加1件であります。

地方債の補正は、調整費に係る追加1件、小規模治山事業に係る廃止1件及び健康づくりのまちなか拠点整備事業などに係る変更17件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、20ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の4711万3000円の減額は、自治体情報システム標準化移行対応業務委託料を減額するものであります。

3目財産管理費の3億5052万2000円は、寄附金収入等に伴う財政調整基金積立金及び普通交付税の追加交付に伴う市債管理基金積立金を追加するものであります。

4目企画費の1億84万4000円の減額は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料を追加し、ポータルサイト使用料を減額するほか、健康づくりのまちなか拠点整備事業に係る経費及びまちづくり振興基金積立金を減額するものであります。

5目支所及び出張所費の100万円の減額は、地域おこし協力隊起業・事業承継事業費補助金を減額するものであります。

21ページにかけての2項徴税费1目課税费の10億9521万1000円は、物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金給付事業に係る経費を計上するほか、物価高騰支援臨時調整給付金給付事業に係る経費及び固定資産評価等業務委託料を減額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の1349万8000円は、戸籍振り仮名対応に係る経費を計上するものであります。

22ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の1959万5000円は、生活支援臨時給付金給付事業及び子育て世帯生活支援臨時給付金給付事業に係る経費を減額するほか、地域福祉基金積立金及び国民健康保険特別会計繰出金を追加するものであります。

23ページにかけての2目心身障害者福祉費の1億9005万4000円は、就労移行支援扶助費などの福祉サービスに関する扶助費を追加するものであります。

3目老人福祉費の2983万1000円の減額は、介護保険特別会計繰出金を減額するものであります。

6目後期高齢者医療費の4857万3000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の4億214万9000円の減額は、子ども未来基金積立金を減額するものであります。

2目児童運営費の1億1371万8000円は、保育所運営費及び認定こども園等給付費を追加するほか、児童手当費を減額するものであります。

24ページを御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、財源調整であります。

3目環境衛生費の128万8000円は、水道事業会計への負担金及び補助金を減額し、出資金を追加するものであります。

5目病院及び診療所費の1613万1000円は、国立病院機構移行職員退職手当負担金を追加するものであります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の357万5000円は、農地利用最適化交付金事業に

係る報酬を追加するものであります。

3目農業振興費は、財源調整であります。

26ページにかけての5目農地費の3916万3000円の減額は、県営事業負担金を追加及び減額するものであります。

2項林業費2目林業振興費の1810万4000円の減額は、林業専用道開設事業及び小規模治山事業に係る経費を減額するものであります。

3目造林費の4597万7000円の減額は、市有林等造林事業に係る経費を減額するものであります。

27ページを御覧ください。

7款商工費2項公園費1目公園総務費の1億1888万4000円の減額は、弘前公園お城とさくら基金積立金を減額するものであります。

3目施設管理費の1300万円は、都市公園整備工事を追加するものであります。

4目弘前公園整備費の1270万4000円の減額は、鷹揚公園整備事業及び弘前城重要文化財保存修理事業に係る経費を減額するものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費の528万円の減額は、弘前駅自由通路・地下道線等管理費を減額するものであります。

28ページを御覧ください。

2目道路維持費の750万円の減額は、融雪施設電気料負担金を減額するものであります。

6目地方道改修事業費の1639万5000円の減額は、広域環状道路整備事業（蒔苗鳥井野線）及び堰根下線道路改築事業に係る経費を減額するものであります。

4項都市計画費4目交通政策費の5183万3000円の減額は、地域間幹線系統確保維持費補助金、地域内フィーダー系統確保維持費補助金及び路線バス維持特別対策事業費補助金を減額するものであります。

29ページにかけての5目下水道費の1495万円は、下水道事業会計への負担金を追加し、補助金

及び出資金を減額するものであります。

5項住宅費1目住宅管理費の1億4159万7000円の減額は、市営住宅等長寿命化工事を減額するものであります。

9款1項消防費2目非常備消防費の637万円は、消防団員退職報償金を追加するものであります。

4目災害対策費の4409万4000円の減額は、Jアラート自動起動装置更新業務委託料及び屋外拡声子局設置工事を減額するものであります。

30ページを御覧ください。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の2億798万5000円は、小学校校内通信ネットワーク整備事業に係る経費を計上するものであります。

3目学校建設費の1億215万9000円は、石川小・中学校等複合施設新築工事を減額するほか、石川小学校グラウンド整備工事を計上するものであります。

3項中学校費1目学校管理費の1億227万3000円は、中学校校内通信ネットワーク整備事業に係る経費を計上するものであります。

3目学校建設費の1460万7000円の減額は、石川小・中学校等複合施設新築工事を減額するものであります。

31ページを御覧ください。

4項社会教育費2目文化財保護費の2204万円の減額は、史跡大森勝山遺跡ガイダンス施設整備工事を減額するものであります。

5項保健体育費2目体育施設費は、財源調整であります。

12款1項公債費の3392万6000円の減額は、利率見直しなどに伴い、元金と利子を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、11ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14款分担

金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、19款ふるさと納税を除く寄附金、20款財政調整基金を除く繰入金、22款諸収入及び23款調整費を除く市債をそれぞれ計上するとともに、一般財源として1款市税、12款地方交付税などを追加するほか、20款繰入金のうち、財政調整基金繰入金の減額4億6508万4000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎1番（須藤 江利加委員） よろしく申し上げます。

私から4項目質疑させていただきたいのですが、まず1項目めが、2款2項1目、物価高騰支援臨時調整給付金給付事業減額であります。こちらは、前回、昨年に質疑させていただいた部分であったのですが、今回の補正額を拝見しましたが、やはり額の差が非常に大きくマイナスに出ているので、なぜこのような形になっているのか、詳細を伺いたいと思います。

もう1点が、2款2項1目の似たようなお名前で、物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金給付事業というものになるのですが、今回、新規事業として入っています、説明欄を拝見しましたが、不足等が生じる者への給付と記載がございました。事業概要も含めて、この詳細についても伺いたいと思います。

もう1点が、3款1項1目、生活支援臨時給付金給付事業減額とあります。今回、こちらも補正を見ましたけれども、大変大きく差額が出ております。プッシュ型での給付であったと認識していたのですが、この点についても、不足の理由等々含めて確認したいです。

あと、3款1項1目の子育て世帯生活支援臨時

給付金給付事業についてであります。これも同様に、同じような形でプッシュ型で給付しているとは思いますが、こちらは大変差が大きいです。いずれもなぜこのような差が出ているのかの確認をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎市民税課長（村元 広美） 私から、1項目め、2項目めについて、御説明したいと思えます。

まず、物価高騰支援臨時調整給付金の減額の理由についてなのですが、この調整給付というのが、物価高騰支援のため、所得税及び住民税から本人と扶養者の数に応じた減税を行う定額減税、これで減税し切れなかった分を給付するというものでありますけれども、この調整給付につきましては、当初、対象者が3万5000人で給付金額14億7000万円と見込んでおりましたが、実績で、対象が3万6205人中、93%の3万3671人に支給することとなりまして、支給額が13億9567万円となったことから、給付の予算としては7400万円ほど減額となったものです。

そのほか、委託料でありますとか、消耗品費とか、通信運搬費、あと手数料等も若干減ったということで、トータルして1億1400万円くらいの減額となっております。

続きまして、2項目め、物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金が来年度新たに行われるということで、その事業概要等について御説明いたします。

不足額給付事業につきましては、令和6年度に、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として定額減税を実施したわけですが、実施した当初調整給付の算定に際しまして、令和5年分の所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどによりまして、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額が確定した後、当初給付の調整額

に不足があることなどが判明した場合に、不足額給付として追加で対象者に給付を行うものであります。

見込みといたしましては、対象者につきましては、当初調整給付金の支給に不足が生じる方が大体2万5000人くらい、額としては7億5000万円くらい、そのほか、もう1項目として、本人及び扶養親族等として定額減税の対象外だった人かつ低所得世帯向けの給付金の対象外の人、この方たちも対象になるのですけれども、この方たちが大体9,000人くらい、額にして3億6000万円くらいということで、合わせて人数としては3万4000人くらい、額としては11億1300万円程度を見込んでおるものでございます。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活支援臨時給付金と子育て世帯生活支援臨時特例給付金は、対象の方などが重複する部分がありますので、併せてお答えいたします。

生活支援臨時給付金は、令和5年度に給付対象にならなかったが、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給したものです。

子育て世帯生活支援臨時給付金は、生活支援臨時給付金の対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯について、児童1人につき5万円を上乗せして支給したものです。

減額補正の要因といたしましては、予算計上のときの想定よりも対象者が少なかったことによるもので、生活支援臨時給付金については、予算では5,600世帯を見込んでおりましたが、基準日での対象世帯は3,561世帯、実際給付した世帯数は3,260世帯となり、扶助費の減額が2億3400万円、事務費が1131万9000円の減額となっております。

子育て世帯生活支援臨時給付金については、児

童数を2,000人と見込んだものの、給付日での対象児童数は610人、給付児童数は575人となり、扶助費の減額が7125万円、事務費が164万4000円の減額となっております。

予算計上が基準日より前でありまして、新たに対象となる世帯数の見込みが困難であったことや、事務費についても算定額が国の交付基準内であったことなどから、実際の対象世帯数を上回る予算となったものです。

◎委員長（佐藤 哲委員） 発言の前に、補正予算の質疑の方法は、一括方式だということ、質疑は3回までだということをよく頭に入れておいてください。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

もう1点質疑させていただきたいのが、2款2項1目でお話しされていましたが物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金給付事業についてなのですから、今回、新たに対応しなければならないということになったと思うのですが、スケジュールをどのようにされるのか確認をさせていただきたいです。

◎市民税課長（村元 広美） 物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金のスケジュールについてですけれども、この給付金につきましても、6年度に行った給付金と同じような形で給付を行うことになるのですが、まず、基準日がありまして、その基準日のときの状況で給付することになるので、まだその日付が国のほうからきちんと示されておりませんので、明確にお話しすることができないのですけれども、それが決まったら、大体全額が確定するときになると思うのですけれども、それが終わりましたら、額を計算して、夏場あたりには、該当する皆さんには通知をお出しすることができるかなというふうに考えております。

◎4番（三浦 行委員） 3項目質疑いたします。

まず、2款1項4目、いいかも！！弘前応援事業、ふるさと納税追加について、今回の増額の概要をお伺いします。

また、見込みより多かったと思いますが、人気の返礼品と今後の方針や戦略についてもお伺いします。

次に、10款2項1目と10款3項1目の小・中学校校内通信ネットワーク整備事業について、どのような工事なのか、概要と財源、また、国の補助割合をお伺いします。

また、校内LANの整備状況はどうなっているのかも伺います。

次に、10款2項3目と3項3目の石川小・中学校等複合施設整備事業追加について、概要と財源をお伺いします。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） いいかも！！弘前応援事業、ふるさと納税関連についてお答えいたします。

今回の補正の増額の概要ですけれども、ふるさと納税における令和6年度当初予算なのですが、前年度の途中までの寄附動向から寄附額の見込みを立てて予算を計上したのですが、今年度の4月から12月までの時点で、寄附額が当初予算を上回ることが見込まれたため、今回、歳入と歳出を増額補正するものでございます。

当初の見込みを上回った要因といたしましては、全国的にふるさと納税制度の利用者が増加したことや、当市において取扱いするポータルサイトを追加したことなどによって、寄附額が伸びてきたものと考えております。

次に、人気の返礼品ということなのですが、人気の返礼品はやはりりんごの生果となっております。特に取扱数量も多いサンふじは人気となっております。また、通年で提供しております

りんごジュースも人気があって、多くのリピーターを獲得しております。そのほか、津軽塗などの伝統工芸品や嶽きみなども人気となっております。

次に、今後の方針と戦略ということなのですが、これまでふるさと納税を通じまして、当市には全国の皆様から多くの寄附金を頂いてきております。当市における多様な行政需要に対応していくための財源確保の手段として、大変重要なものであると考えております。全国的にふるさと納税制度の利用者が年々増加していく中で、返礼品の充実化やポータルサイトの増加など、これまでも寄附額の維持・増額に向けた対策を様々講じてきておりましたが、今後におきましては、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえた適正な運用の下、多くの皆様に寄附先として当市を選んでいただけるよう、効果的な情報発信と返礼品の充実を図り、地域経済の活性化と自主財源の確保につなげてまいります。

◎学校整備課長（高山 知己） 校内通信ネットワーク整備事業、それから石川小学校グラウンド整備を私のほうで2項目答弁させていただきます。

まず、小・中学校校内通信ネットワーク整備事業ですけれども、事業の概要になりますが、現在、GIGAスクール構想により整備してまいりました1人1台タブレットの活用というのが進んでまいりまして、弘前市に限らず全国の自治体、学校においても、インターネットがつながりにくいなどの不具合というのが発生しているところがございます。その改善が課題となっております。そのため、文部科学省においては、各自治体に対し、ネットワークアセスメントということで通信環境の調査を実施するように促し、令和7年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるようにということを目指してい

るところです。

そのために、当市においても、ネットワークアクセスメントということで調査を実施いたしまして、必要なネットワーク環境を確保するために、全小中学校を対象に、LANケーブル及びアクセスポイントの更新、それから増設の工事を行いたいというものでございます。

当初、この事業につきましては、令和7年度の当初予算案に計上する予定としておりましたけれども、国の令和6年度の補正予算を活用できることとなりまして、これにより起債の財源上有利になることから、事業を補正させていただいたというものでございます。

小中学校合わせて、事業費が3億1000万円程度ということになっております。その財源でございますけれども、国の学校施設環境改善交付金というものの補助対象経費に対しまして、3分の1の補助率ということになっております。金額的には約6300万円。残りは補正予算債というのを起債することができまして、これは充当率が100%、交付税の算入が50%ということで、こちらの分が約2億4700万円を見込んでいるところでございます。

それから、校内ネットワークの整備の状況ということでございます。現在、全部の小中学校の普通教室、特別支援教室、特別教室、それから体育館というところにおいては、無線LANによりタブレット端末が利用できる環境は整ってございます。今回、つながりにくい教室、あるいは場所というところもあるということですので、アクセスポイントを新しいものに更新したり、または増設するというので、改善を図っていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、石川小・中学校等複合施設整備事業、グラウンドの整備になります。事業の概要ですけれども、石川小・中学校につきましては、関

係者の皆様の御協力によりまして、昨年8月の2学期から校舎部分を供用開始して、授業のほうが始まっております。現在は旧校舎の解体工事が進んでいるところでございます。

今回、旧中学校の校舎を解体した跡地に陸上トラック250メートルを確保しました。広さにしますと7,200平米程度の小学校のグラウンドを整備するという内容でございます。こちらも、令和7年度の当初予算に計上する予定としておりましたけれども、国の補正予算を活用できると、また、起債の有利な財源も活用できるということから、事業を前倒ししたということでございます。工事期間は約6か月、令和7年7月から12月末までを予定しているところでございます。

事業費は1億1487万8000円を計上しております。その財源ということですが、国の学校施設環境改善交付金と、こちらのほうも同じですが、補助率が3分の1と、こちらが約1700万円、残りがまた補正予算債ということで起債させていただいて、約9800万円を見込んでいるところでございます。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

小・中学校校内通信ネットワーク整備事業について再質疑します。

生徒用のタブレットは、どのような点に重点を置いて選定したのか。また、個人情報管理について、児童生徒の作成した文書等はネット上に保存しているのか、学校でのクラウド利用状況をお伺いします。あと、保護者の負担はどうなっているのか、どう配慮されているのかお伺いします。

◎学校整備課長（高山 知己） LAN工事のほうをさせていただいて、タブレットを使っただくということになりますので、タブレット端末はどのような特徴があるかということでございますけれども、当市では、Chrome OSという

基本ソフトを用いたクロームブックというのを選定しております。こちらのほうは、通常はノートパソコンのようにキーボードもついておりますけれども、折り畳んだり、あるいは画面を切り離したりすることによって、タブレットとしても使うことができるということで、いろいろな学習に活用できるというふうなことで選定したものでございます。

また、最近、学校のほうからの要望もございませぬけれども、低学年の児童も使用するというところから、機種はなるべく軽いものを選ぶようにしているところで、今後もそういうふうに対応していきたいと考えております。

続きまして、個人情報の保護という観点ということになりますけれども、児童生徒の個人情報であるとか、または学習で作成したものというのは、おっしゃるとおりクラウド上に保存されることとなります。こちらは、文部科学省で示す教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものがございますので、これに基づきまして適正に保護されるように努めているところでございます。

また、タブレット端末にログインする際には、市で作成したアカウント以外ではログインできない仕組みになってございまして、万が一、例えば端末を紛失したとか、盗難の被害があったということであっても、ログインできないということで、不正使用できないようになっているところでございます。

最後に、タブレット端末の保護者負担というところですが、GIGAスクール構想ということで整備してまいりましたタブレット端末購入に関して、保護者の負担はございません。現在、また更新という時期に入っておりますので、作業を進めておりますけれども、保護者の負担というのは今のところは求めていないという状況でござ

います。

◎4番（三浦 行委員） 保護者の負担が増えないように要望いたします。ありがとうございました。

◎15番（石山 敬委員） 私からは、2款1項1目、物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金について質疑します。

先ほどの須藤委員からの質疑で、事業概要とスケジュール感について、答弁があったので分かりました。ただ、給付時期については未定ということで、サラリーマンの方々については既に去年の6月から減税という意味で恩恵を受けているので、これから対象になるの方々にはできるだけ早めの給付をお願いしたいと思っております。

私からの質疑は、今回、これから確定申告をやるのがほぼ個人事業主の方だと思われるのですが、ちょっと心配なのが、個人事業主の方の中でも手書きでやった方、そして予定納税をした方、あとは青色申告の中でも専従者給与をして扶養から外れるというケースがあるのですが、そういった方々が手書きでやった際に、申告書類の納税額の上のところの3万円とか6万円と書くところの欄に記入漏れがあるというふうなことでちょっと懸念がされております。万が一、給付金の部分に記載漏れがあった際に、そういう方々の対応、例えば修正申告したら後日給付になるのかとか、その点、1点だけ伺いたいと思っております。

◎市民税課長（村元 広美） 不足額給付に関して、今現在、確定申告が受け付けられているのですが、そのときに記載漏れであるとか記載誤りであるとか、そういうことがあった場合ということなのですが、不足額給付に関しては、先ほども申したのですが、事務処理基準日というのが決まっておりますので、その時点でのデータで処理されてしまいます。なので、それま

で把握できる数字ということになりますので、まだ確定申告の期間もございますので、3月17日までということになっておりますので、それまでに、もし分かっているのであれば修正をきちんとしていただいて、基準日までに間に合うかどうかというところがあるのですけれども、少なくとも確定申告の期間内にやっていただければ間に合うようなスケジュールで国も基準日を示してくると思いますので、早めに訂正申告をしていただければというふうに考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 私のほうからは、1点お伺いしたいと思います。

2款1項4目、20ページ、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料追加についてお伺いいたします。

先ほど、三浦委員からも質疑がありました。課長からも、年々ふるさと納税の寄附額が伸びているというお話がありました。令和5年度でいけば、13億3700万円余り、県内で寄附額が10億円を超えているのは3市のみと、40市町村の中で弘前市は1位だと認識しております。

年々伸びているという中で、我々の議会のほうにも、ふるさと納税の返礼品の追加補正というのを、今議会だけではなくてやられることが結構あります。大体そういうときは、先ほど課長の答弁の中で、予算を組むときは前年度を見て予算を組み立てていきますよということで、年々増加しているのです、この返礼品業務が追加になるのは当然だろうなという認識もしておるのですが、大体、返礼品業務の追加は9月議会もしくは12月議会が一般的というか、多分これまで9月議会、12月議会しかなかったように認識しております。3月議会にかかったのはむしろ減額補正というか、見込んでいたのだけれども、返礼品のはね物のりんご、傷ありりんごがなくなってしまって、思ったより返礼品を送れなくて減額補正したということ

はありましたけれども、追加補正がこの3月に8884万円余り出るというのは非常に珍しいというか、初めてかも分からないなという思いなのですが、今回、3月議会に返礼品の委託業務を追加補正した理由についてお伺いいたします。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） ふるさと納税の業務委託の関連予算について御説明いたします。3月、今回補正する理由についてでございますけれども、今年度、令和6年度の寄附の動向なのですが、4月から8月までの寄附金額が、前年度比の約73%で推移しておりました。ただ、令和6年9月に寄附金額に対する返礼品等の調達に係る費用の割合を変更したこと、あとはポータルサイトを追加したことなどから、10月から12月までの寄附金額が、前年度比で約224%となりました。このことから当初予算をこの時点で上回ることが見込まれたため、本定例会において歳入と歳出を補正するものでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 出だしが非常にスロースターターだったにもかかわらず、途中から前年比の倍を超えると、これは非常にいい傾向だと思っております。

先ほど私のほうからも令和5年度のふるさと納税の寄附額が13億3700万円余りと、県内1位というお話もさせていただきました。今回、補正を8800万円余りするというので、現時点での見込額で構いませんので、令和6年度のふるさと納税の寄附額はどのくらいを見込んでいるのかお伺いいたします。

あわせて、これまで返礼品に関して、りんごの生果がかなりの割合を占めていると認識しております。先ほど、何年か前にはね物の生果がなくなった話をしましたけれども、この返礼品に対してのりんごの生果の割合というのは、どのくらい変更がないのか、そこも併せてお伺いいたします。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） まず令和6年度の寄附見込額でございますが、15億1137万1000円と見込んでおります。

次に、返礼品全体のりんごの生果の占める割合ということなのですが、りんごの生果は、やはり当市で一番の人気の商品でございます、まず推移を説明させていただきますと、令和3年度が全体の割合からいくと約75%、令和4年度が約76%、令和5年度が約74%、そして今年度は、令和7年1月末時点でございますけれども、約69%となっており、高い人気となっております。

また、令和5年度からは、りんごジュースの人気も非常に高まってきておまして、全体に占める割合なのですけれども、生果とジュースを合わせると、約9割ほどの割合で推移しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今年度の見込額が15億円を超えるということで、非常に堅調ないい形の推移をしているかなというふうに思っております。

今、課長の御答弁の中でも、りんご関係がジュースも含めれば9割を超えると、生果が大体75%、ちょっと今年は7割程度ぐらいですけれども、それでもやはり生果の人気が高い。特に良いものというよりは、贈答用よりは、はね物の傷ありの、訳あり商品のほうがどうしても人気が高い。御自宅用になるので、そちらのほうが高いと認識しております。

りんごの生果そのものが、令和6年度産が非常に、過去に類を見ないぐらい高騰しております。そういった意味では、りんごの生果が返礼品で一番人気があるということも含めて、このふるさと納税の返礼品に関して、りんごの生果の高騰というのはどのような影響があるのか、最後、1点お伺いいたします。

◎広聴広報課長（佐々木 幸生） りんごの価格高騰による返礼品への影響についてございま

す。

りんごの価格が上がっている中で、寄附額に対する返礼品の金額を上げた事業者も確かにございます。ただ、その中でも価格帯だったりとか、あと商品のバリエーションなどをそれぞれ増やしていただいて、多くの寄附者様に選んでいただけるような工夫をいただいているものと考えております。

令和7年1月末時点で、りんごの生果の返礼品に係る寄附額は、既に9億円以上となっております。寄附額だけを見ますと、ふるさと納税においては、現時点で大きな影響はない状況ではないかなと思っております。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、3点質疑させていただきます。

一つ目は、21ページ、2款3項1目の戸籍振り仮名通知書作成等業務委託料についてです。今回の事業の概要、財源、スケジュールについて答弁をお願いします。

二つ目は、29ページ、9款1項2目、報償費の消防団員退職報償金追加について、今回追加になった理由について答弁をお願いします。

3点目は、同じく29ページ、9款1項4目の屋外拡声子局設置工事減額について、今回、この事業が中止となった理由について、答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 戸籍振り仮名対応経費について御説明いたします。

事業の概要といたしましては、戸籍法が改正され、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が開始されることに伴い、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名をお知らせする通知書を作成し、送付するものであります。

財源は国の補助金である社会保障・税番号制度システム整備費補助金となっております。

スケジュールといたしましては、補助金交付決

定後、令和7年4月に委託事業者を決定し、改正法の施行日である令和7年5月26日以降に、弘前市に本籍がある方の印刷に必要なデータを委託事業者に渡します。6月には通知書の印刷を開始し、通知書ができ次第発送を行い、遅くとも8月中には通知書が配達される予定となっております。

◎防災課長（一戸 拓利） 団員の退職報償金についてです。

こちらは令和7年2月末時点で、残高が625万6000円という形になっておるのですが、まだ支払わなければいけない退職報償金が1262万6000円ありまして、今回637万円を追加したというものであります。

次に、屋外拡声子局設置の減額についてになります。この工事は土砂災害警戒区域のところの中で、今ついている防災行政無線がちょっと離れていて、音声が届かないというところに子局と呼んでいるスピーカーをつけようという工事であります。今回、今年度これをやるに当たって、対象となる地域の地元町会長はじめ、つける場所について相談していたところ、電波が届かないというのがまず一つありました。このままのシステムを使って電波を届けようとすると、中継局と呼ぶ電波塔をもう一つ造らないといけないということで、今の予算の倍はかかるような形になってしまうというもありまして、またさらに令和7年度が防災行政無線のシステムの更新時期という形にもなっておりますので、まずは来年度、防災行政無線のシステムを更新させていただいて、そうした上で、来年度、今の該当する場所にスピーカーをつけて対応していきたいと考えており、来年度に延期したものであります。

◎17番（千葉 浩規委員） まずは戸籍のほうの質疑です。

記録される振り仮名の内容なのですが、

新聞報道によると、法務省のほうで今、指針案を作成中で、3月には通達を出す予定だということで、その指針には、隣が太郎さんだから太郎さんの例を出すわけではないですが、新聞に太郎と例が出ているので申し上げます。例えば太郎の場合は、マイケルとか、あとはジョージとか、そういうのは駄目だというふうに書いているわけです。それで、今回記録される振り仮名の内容なのですが、どうしても、こういったきらきらネームというものも含めて印刷するのかということ。もう一つは、印刷することですけれども、当然市役所で印刷するわけではないので、データを委託事業者に渡すということになると思うのですが、渡すと言えば簡単な話ですけれども、弘前市民の戸籍のデータを全部業者に渡すということなので、それも弘前市だけでなく全国一斉にこれをやるというわけですから、本当にセキュリティーの対策が心配になるわけですが、セキュリティー対策は一体どうなっているのかというところの答弁をお願いします。

二つ目の消防団員の退職報償金の追加についてですけれども、令和元年からの退職者数の推移、退職の理由や、あと今回の財源について答弁をお願いします。

それで、拡声子局設置工事の減額については、電波が届くようにということでしたけれども、システム的にはどのようなようになるのか、答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 記録される振り仮名の内容、きらきらネームも含まれるのかという御質疑にお答えします。

通知する振り仮名につきましては、住民票において、市区町村が事務処理のために保有する読み方の情報等を参考にいたしますので、いわゆるきらきらネームにつきましても、住民票等で使用されている振り仮名が通知されるものであります。

もう一つ、セキュリティー対策といたしましては、委託事業者はI SMSまたはプライバシーマークの認証を取得していることを前提要件とし、印刷するデータの受渡しには十分なセキュリティー対策を行うこと、作業場所や通知書の保管場所についても、セキュリティー対策がなされることなどを契約の仕様として定める予定であり、機密保持及び情報管理の対策を行うものであります。

◎防災課長（一戸 拓利） 退職消防団員の数ということで、令和元年は108人、令和2年度は103人、令和3年度は71人、令和4年度は115人、令和5年度は172人、令和6年度は2月末現在になりますけれども、152人となっております。

その理由は、9割は希望退職ということになります。残りの1割が定年と死亡退職という形になっております。

この財源については、消防団員等公務災害補償等共済基金のほうから入ってくるものになります。

拡声器のほうになりますけれども、現行のシステムはデジタル方式でやっております、どうしても地形とかの要因で聞こえない地域が出てしまうという形がありますので、そのような地域にも聞こえるような形に方式をちょっと変えたいというふうに考えておまして、システム的に変わるの、通信方法が主なものになりまして、放送的なところについては、現行のシステムとほとんど変わらないような形になります。

◎17番（千葉 浩規委員） まず、戸籍のほうです。通知された振り仮名に不服があった場合、市民課としての対応はどうなるのか。

あと、全市民的に対応するということになりますので、本当に膨大な数になると思うのですが、市民課として、令和7年度中にこれを終わることができるのか、答弁をお願いします。

続いて、消防団員の退職報償金追加についてですけれども、希望退職が大変多いということなのですけれども、これは全国的な傾向なのか。あとは、退職増に歯止めをかける、そういった対策とかは何か取っているのか、答弁をお願いします。

あとは、屋外拡声子局設置工事減額については、新規のシステムということになれば、本市としてはいかにこの子局を設置する予定なのか、答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 不服がある場合の市民課での対応ということですが、通知された振り仮名を確認いただき、異なる場合には、令和8年5月25日までに正しい振り仮名を届出いただくこととなります。届出は必要事項を記入した届け書を市区町村窓口へ提出、または郵送する方法のほか、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます。市民課では届出を受け付け、順次戸籍に記載してまいります。

戸籍に振り仮名が記載される制度は、全国の自治体で同時に実施されます。国からの通知などを確認し、必要な対応を行い、戸籍への記載を進めてまいりたいと考えております。

◎防災課長（一戸 拓利） 退職の全国的な傾向ということですが、全国的な傾向は、消防庁の令和6年度消防団の組織概要等の調査結果が出ていまして、令和3年度から令和5年度まで、やはり退団者数が増えている傾向がありまして、6年度は前年よりは少し抑えられているのですが、やはり全国的に退団する人が入団する人よりも多いという傾向が出ております。

退職者増に歯止めをかける対策というところですが、市としては、一つ目として、令和4年4月から年額報酬とあと出勤報酬、警戒報酬の増額を図っているという処遇改善の一つやっております。あと令和6年4月からは、定年年齢を65歳から68歳に引き上げたというのがあります。こ

の2点であります。

屋外拡声子局ですけれども、こちら、システム更新後、土砂災害警戒区域の中で、現在、電波が届きにくいところに7か所新設したいと考えております。

◎26番(工藤 光志委員) 27ページの7款商工費2項公園費です。弘前公園の整備費が減額補正になっているのですが、今年の豪雪の関係でいえば、ほぼみんな増額の補正予算を組まれていたと思うわけです。特に、弘前公園の豪雪による樹木の被害がすごく報道等に記載されて、大変だなどというふうに思っております。それにもかかわらず減額補正でちょっとびっくりして、てっきり増額補正で提案されるものだと思っていたのが減額だ。倒れた木は業者に委託して、伐採をして、しかも通行の邪魔にならないところに置いて、それから、まだこれから堀に向かって倒れている樹木もあります。ですから、その伐採費用等はどこから充用したのかということが一つと、それから、倒れた木は、今、通行の邪魔にならないところに保管していますけれども、それをさくらまつりまでには、そこから撤去して、見た目の悪い光景を見せないというふうに思っているのですが、その費用、それから、これから伐採する費用というのは、本来であれば増額の補正をかけなければいけないと思うのですが。それと、この被害を受けた樹木の有効活用についてどのようなことをまず考えているのか。一般質問での市長の答弁では、チップ、それから炭にして公園にまいて樹木の土壌改良に使うということで、もっといい方法があると思うのですが、答弁を願いたい。

◎公園緑地課長(鳴海 淳) 今回、今冬の降雪により弘前公園で大分被害が出ておまして、そちらの倒木の処理とかの費用につきましては、6年度予算の請負残とか、そちらのほうのお金を集めて処理しております。

あと、有効活用につきましては、さきの一般質問でも述べましたとおり、バイオマス発電用のウッドチップとか、あと建材として売払いとか、そういうことを考えておりますけれども、そのほかに、腐っていないけれども切断撤去の段階で建材として使えないものについては加工品を製造できないかということで、現在検討しております。

◎26番(工藤 光志委員) 6年度予算の、要するに余っているところを集めて、伐採費用とか業者の委託費とすると、それは幾らぐらいの金額になったのかと。

それから、昔で言えば、木は石高で何石と言いますが、今、製品として使える平米数はどのくらいあるのか。

それから、今だとクロマツも使っているのですが、ほとんどアカマツなのですが、りんごの木箱があるでしょう、今、木箱の需要がすごくあるのですよ。せっかく弘前にりんご公園があるのですから、秋に収穫したりんごを、その木箱を作って、それに入れて贈答品として送ってもらえれば、それはネームを打って、この木の原材料は弘前公園の樹木だよと。そういうふうなことをできないものかと。

それから、この前、サンデーとかホームセンターに行ったら、いろいろな部材を造って、日曜大工で組み立てれば机になるとか椅子になるとか、そういう部材も売っています。ですから、その製材所を見つけて、それにかかった費用以上に利益があると思うのですが、そういうふうな考えはありませんか。

◎公園緑地課長(鳴海 淳) 今冬の弘前公園の倒木処理に係る費用につきましては、これまでかかったもの及び今後、堀のほうから引き上げるとか、そちらのほうもかかってくると思いますが、おおむね1500万円ほどかかる予定であります。

有効活用につきましては、現在、うちのほうで

検討しているのが、委員がおっしゃったとおり、りんご箱のほうもちょっと作ってみようかなという考えでありまして、8分の1サイズのインテリアとして使えるようなりんご箱を製作して、その中にりんごを三つ入れて商品にできないかということを考えているほかに、あとは松材とか桜材を使ったボールペンの製作もちょっと考えております。あとそのほかでいきますと、大分太い松がありますので、その松材を使った一枚板によるテーブルの天板のほうをできないかということで、今、業者と協議しております。

現在、丸太である材木から製作するために、ちょっとネックとなっているのが、乾燥製材を受けてくれる業者というのがなかなか見つからなくて、そちらを検討して、それに係る費用もどのくらいかというのを調べているところであります。

◎26番(工藤 光志委員) いろいろ考えればアイデアが出てくるわけです。そういうようなデザイン性のいいりんご箱、それからインテリアでも使えるようなことです。

松の木の部材として問題は、やにの問題です。幸いという言葉は使えないのですが、冬場に倒れた木は水分が少ないのですよ。これから水分をじゃんじゃん吸って行って、水分が木の中に含まれてくるけれども、それが少ないので、乾燥させるにはそんなに苦労しないと思います。ただ、問題はやにです。油のやにが出る。やにを出さない方法も、そういうクラフトをやっている方たちは知っているので、ニスを二重ぐらいに塗れば、やにがそんなに心配なくなりますので、そういう方法も考えていただきたいなというふうに思っております。

いろいろな形でやれることですので、それをぜひ、弘前公園の樹木を、りんご植栽150周年の今年ですので、20キロの箱でなくても、10キロでも5キロでも3キロでも、いろいろなデザインの木

箱を作って、それを販売すれば利益につながると思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

◎10番(成田 大介委員) 私からは1点だけ、28ページ、8款2項6目、地方道改修事業費についてお聞きいたします。

これは1600万円余りの減額というようなところで、その中でも、14節工事請負費の広域環状道路整備工事(蒔苗鳥井野線)、そして堰根下線道路改築工事ということで、ここの減額理由を教えてください。

◎土木課長(工藤 昭仁) 地方道改修事業費の減額の理由ですけれども、本事業につきましては社会資本整備総合交付金を活用しております。こちらの交付金の配分額に応じて、減額補正をしたものです。

◎委員長(佐藤 哲委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、議案第42号令

和6年度弘前市一般会計補正予算(第17号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長(奈良 道明)** 議案第42号令和6年度弘前市一般会計補正予算(第17号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に2017万円を追加、補正後の額を957億4643万3000円とするものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

8款土木費4項都市計画費3目街路改良事業費の2017万円は、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線街路整備事業により生じた残地に係る補償費を追加するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額、20款財政調整基金繰入金を追加するものであります。

以上であります。

◎**委員長(佐藤 哲委員)** 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎**16番(木村 隆洋委員)** 7ページ、8款4項3目、支障物件等移転補償費追加についてお伺いいたします。

今、部長の御答弁でもありましたし、議会運営委員会に配付された資料にも、今回の支障物件等移転補償費の追加に関しては、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線街路整備事業の残地に係る補償費とあります。具体的にどういった場所の残地の補償費なのかお伺いいたします。

あとあわせて、今回、急遽一般質問の最終日に追加提出されております。議会運営委員会を通じても、この議案が追加提案されるという話は全くない状態で、津軽弁で言えばべろっとというか、急遽追加提出されております。なぜ、3月議会と

いうところも含めて、今議会に急遽追加提出されたのか、併せてお伺いいたします。

◎**都市計画課長(今井 郁夫)** まず、補償する場所ということでございますが、現在、供用済みであります。都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線街路整備事業により整備した、区間としては山道町から北川端町までの区間で整備したものでございますが、分かりやすく言うと、弘南鉄道大鰐線中央弘前駅の前を通っている道路の路線になります。こちらの道路に面した用地整備の際、用地取得した後の残地部分になります。

お尋ねの場所の特定でございますが、まだ交渉中ということもあって、個別の交渉内容に関わるということで、答弁は控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

それから、なぜ今の補正予算を追加提出したのかということでございますが、この補償内容について、相手方と交渉を続けてきてございました。なかなか合意に至るところまではいってなかったのですが、今議会が開会するまでの時点でもまだ合意の見込みはなかったのですが、その後、合意に至るような見込みとなりましたので、双方において契約を早期に完了したいということもございまして、急遽、追加提出させていただいたというものでございます。

◎**16番(木村 隆洋委員)** 今の課長の御答弁であれば、ずっと交渉している、今議会が始まる2月の時点でもまだまとまっていなかったという中で急遽交渉の見込みが立ったということで、急遽追加で上げたということだと思います。その部分は十分理解できます。

今回、この2017万円、歳入の部分が財政調整基金の繰入れを行っております。この都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線街路整備事業は、議会でもこれまでも様々な議論もあってきましたし、既決予算でもきちんとずっとやってきているもの

であります。そういった中で、まだ残っている残地部分の追加補償が既決予算ではなくて、財政調整基金の繰入れを歳入で行っているということは、いわゆる既決予算外が出てしまった、これまでの既決予算に関して、ここの今の残地部分の支障物件の移転補償額を当初から盛っていなかったのか、この部分が果たしてどうなのかお伺いいたします。

◎都市計画課長（今井 郁夫） 今回の追加した分が当初盛っていなかったのかということかと思えます。こちらは、交渉は今年度の前から始めておりまして、その際の見込みとして当初予算では3000万円計上してございます。その後、補償の検討の中で、当初考えていた補償内容では十分でなかったところであったり、それから資材や人件費の高騰といったこともございまして、今回、2017万円は合意に至る補償費の不足分ということで、当初の3000万円に追加する形で、補償費としては5017万円ということでの金額となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） すみません、最後に1点、お伺いいたします。

都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線街路整備に関して、もう支障物件というか、今のかかっている議案以外はもうないという認識でいいのか。もうこれで山道町樋の口町線街路整備事業は終わるという認識でいいのか、最後に1点、お伺いいたします。

◎都市計画課長（今井 郁夫） 今回の補償内容は、その残地に係る部分が通常、現在使用するのにちょっと困難な状態になっているので、その機能を回復する部分の補償になります。ほかの用地買収等の契約は既に終わっておりますので、今回の補償で、この街路に係る案件は終了するというふうに考えてございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第8号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 議案第8号令和6年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に3億3681万2000円を追加し、補正後の額を200億9731万円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の3億3681万2000円の追加は、一般会計からの繰入金及び基金利子を積み立てるものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

5 款財産収入の4,000円の追加は、財政調整基金利息を計上するものであります。

6 款繰入金の3億3680万8000円の追加は、事業費の確定等に伴い、一般会計繰入金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第9号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第9号令和6年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から8076万2000円を減額し、補正後の額を25億6981万2000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の8076万2000円の減額は、青森県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、保険料負担金及び事務費負担金を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

1 款後期高齢者医療保険料の3243万3000円の減額は、普通徴収保険料を減額するものであります。

3 款繰入金の4857万3000円の減額は、一般会計繰入金を減額するものであります。

4 款諸収入の24万4000円の追加は、延滞金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第10号令

和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長(秋元 哲) 議案第10号令和6年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から3億1413万1000円を減額し、補正後の額を216億6863万2000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介9ページを御覧願います。

1款1項総務管理費の7549万1000円の減額は、地域密着型サービス施設整備事業費補助金等を減額するものであります。

2款1項保険給付費の2億3864万8000円の減額は、居宅介護サービス給付費を減額するものであります。

介10ページを御覧願います。

3款1項地域支援事業費は、財源調整を行うものであります。

4款1項基金積立金の8,000円の追加は、運用利子の確定見込みに伴い追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

1款保険料の8644万9000円の減額は、第1号被保険者保険料を減額するものであります。

3款国庫支出金の9059万3000円の減額は、歳出の総務管理費に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保険給付費に係る介護給付費負担金及び普通調整交付金を減額するものであります。

4款支払基金交付金の6443万5000円の減額は、歳出の保険給付費に係る介護給付費交付金を減額するものであります。

5款県支出金の4283万1000円の減額は、歳出の総務管理費に係る地域密着型サービス等提供施設整備費補助金及び保険給付費に係る介護給付費負担金を減額するものであります。

6款財産収入の8,000円の追加は、歳出の基金積立金に係る利子を追加計上するものであります。

7款繰入金の2983万1000円の減額は、歳出の保険給付費等に係る一般会計からの繰入金を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、議案第11号令和6年度弘前市水道事業会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長(小野 敦弘) 議案第11号令和6年度弘前市水道事業会計補正予算(第4号)につ

いて御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、給水戸数などの実績見込みにより改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では602万5000円を減額し、合計を44億2695万2000円に改め、支出では5387万3000円を減額し、合計を38億1315万8000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入では5億6368万7000円を減額し、合計を45億403万7000円に改め、支出では7億6070万円を減額し、合計を73億1739万3000円に改めようとするものであります。

これによる資本的収入及び支出の収支差引不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

水3ページをお開き願います。

第5条は企業債の限度額を、第6条は他会計からの補助金の額を、第7条はたな卸資産購入限度額を改めようとするものであります。

そのほか、水4ページから水15ページにかけては、実施計画などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上になります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第12号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第12号令和6年度弘前市下水道事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、排水処理件数などの実績見込みにより、改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では1億884万円を追加し、合計を53億8714万5000円に改め、支出では2023万4000円を減額し、合計を53億766万6000円に改めようとするものであります。

下2ページをお開き願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入では3185万円を追加し、合計を27億5530万4000円に改め、支出では2353万6000円を追加し、合計を42億4483万3000円に改めようとするものであります。

これによる資本的収入及び支出の収支差引不足額については、損益勘定留保資金などにより調整

しようとするものであります。

下3ページをお開き願います。

第5条は企業債の限度額を、第6条は他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下4ページから下16ページにかけては、実施計画などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時44分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、令和7年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計予算

の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

予算審査に当たり、14名の委員から、議会運営申合せに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。

無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

次に、無通告の質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りでを行います。

ただし、質疑通告者がいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく、一括して挙手の順で行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、予算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、モニターには、会派の残り時間を表示いたしますので御参照ください。

以上でありますので、御協力よろしくお願いたします。

それでは、議案第13号令和7年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会事務局長（西谷 慎吾） 1款議会費について御説明申し上げます。

予算書の50ページ及び51ページを御覧願います。

1項1目議会費は、議会運営に伴う諸経費を計上したものでありまして、4億3600万円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は544万2000円で、議会映像配信・会議録検索システム保守等業務委託料等を計上したものであります。13節使用料及び賃借料は495万7000円で、タブレット端末賃借料や会議システム利用料等を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1738万6000円で、全国市議会議長会負担金や政務活動費交付金等を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 2款総務費の予算について御説明申し上げます。

予算書の51ページから54ページの1項総務管理費1目一般管理費は27億6532万7000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は6億8847万4000円で、自治体情報システム標準化移行対応業務委託料などを計上したものであります。13節使用料及び賃借料は3億8001万5000円で、共同クラウドシステム利用料などを計上したものであります。

54ページから55ページの2目広聴広報費は1億4970万4000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は3493万8000円で、広報ひろさきの印刷費などを計上したものであります。12節委託料は1633万9000円で、広報誌配送業務委託料など

を計上したものであります。

55ページから56ページの3目財産管理費は5億3520万5000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は1億27万3000円で、本庁舎などの光熱水費及び燃料費などを計上したものであります。12節委託料は2億2694万7000円で、本庁舎などの管理に必要な清掃・警備業務に係る経費などを計上したものであります。

56ページから59ページの4目企画費は60億9991万8000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は7億6449万3000円で、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料などを計上したものであります。14節工事請負費は50億5574万5000円で、旧市立病院改修工事などを計上したものであります。

59ページから60ページの5目支所及び出張所費は、岩木総合支所、相馬総合支所及び6出張所に係る経費で6億4958万2000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

14節工事請負費は4635万4000円で、岩木庁舎及び相馬庁舎の管理工事を計上したものであります。

60ページから61ページの6目車両管理費は、公用車の管理に係る経費で9484万2000円となっております。

61ページから62ページの7目交通安全対策費は6055万6000円となっております。

62ページから63ページの8目コミュニティ施設費は、交流センター等の管理に係る経費で2億3853万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億720万7000円で、各施設の指定管理料などを計上したものであります。14節工事請負費は8569万円で、各施設の管理工事を計上

したものであります。

63ページから64ページの9目住民自治振興費は、市民参加型まちづくり1%システム支援事業に係る経費のほか、町会等の支援に係る経費などを計上したもので、2億7323万1000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は9663万4000円で、町会事務費交付金などを計上したものであります。

64ページから65ページの10目地籍調査費は、国土調査法に基づく地籍調査に係る経費で5243万5000円となっております。

65ページの11目諸費は、市税還付金などに係る経費で6591万2000円となっております。

65ページから66ページの2項徴税费1目課税费は、市税の賦課事務に係る経費で5億8516万9000円となっております。

67ページから68ページの2目徴収費は、市税の徴収事務に係る経費で2億6496万5000円となっております。

68ページから69ページの3項1目戸籍住民基本台帳費は、市民課職員に係る人件費のほか、戸籍住民基本台帳事務に係る経費で5億6430万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は2億781万9000円で、市民課窓口業務等業務委託料などを計上したものであります。13節使用料及び賃借料は2988万5000円で、ガバメントクラウド利用料などを計上したものであります。

69ページから70ページの4項選挙費1目選挙管理委員会費は5416万7000円となっております。

70ページの2目選挙啓発費は30万7000円となっております。

70ページから71ページの3目参議院議員選挙費

は1億2075万8000円となっております。

72ページの4目弘前市長選挙及び弘前市議会議員補欠選挙費は2213万1000円となっております。

72ページから73ページの5項統計調査費1目統計調査総務費は、統計業務に係る職員の人件費と市統計調査員の報酬などに係る経費で1127万2000円となっております。

73ページの2目委託統計調査費は、国勢調査などの委託統計調査に係る経費で9511万9000円となっております。

74ページの6項監査委員費は6541万7000円となっております。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきまして、12名の質疑通告がございます。順次会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎2番（工藤 裕介委員） よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、2款1項4目、予算書58ページ、12節委託料ふるさと納税返礼品発送等業務委託料について質疑させていただきます。

午前中も三浦行委員と木村隆洋委員の補正の質疑において出ておりましたふるさと納税なのですが、課長の答弁からも当市において非常に重要な財源であるという言葉も頂いておりました。その観点で、現在の当市の財政において、数年前と比較しても物価高騰のあおり等を受けて非常に厳しい状況となっておりますが、このふるさと納税の受入額による財源は、私としても現時点で非常に有利なものと考えております。

この委託料によって、返礼品の発送業務やふるさと納税事業に係る様々な業務を事業者に委託することで、この数年で順調に寄附金の額を伸ばしてきているものと思っております。その点で、先ほども木村委員の質疑において出ておりました

が、昨年度、令和5年度のふるさと納税寄附金受入額の実績と、ここにおいては県内市町村のトップ3の実績も含めて、そして、先ほど答弁いただいておりますが、再度、現時点で令和6年度のものも分かれば一緒をお願いいたします。

◎**広聴広報課長補佐（葛西 砂織）** 当市のふるさと納税の寄附金額は、令和5年度の決算額で約13億3702万9000円であり、県内市町村の上位3自治体としましては、総務省で公表しておりますふるさと納税に関する現況調査結果によりますと、弘前市に続いて青森市の約10億7178万8000円、続いて五所川原市の約10億1017万円でありました。

また、令和6年度における当市の寄附金額としましては、令和7年2月末現在で約13億8608万6000円で、令和5年度の決算額を約4900万円上回る金額の御寄附を頂いております。

◎**2番（工藤 裕介委員）** ありがとうございます。

令和5年度の実績においては、青森市が追隨してきているのかなと過去の金額を見ても思うのですが、そもそも順位を争う必要というものはないとは思っているのですけれども、返礼品という観点で恐らく同じりんごを目玉として、五所川原市も恐らくそうですね、そういったものを目玉にしており、これは弘前市としてもブラッシュアップをしていく必要があるのかなと思っております。

こういった企画なども担っているのが中間業者というところだと思っておりますが、年初からプロポーザルを実施しているということを知り及んでおりまして、審査が終わって結果が最近出たと思っておりますが、どのように変わりそうか教えてください。

◎**広聴広報課長補佐（葛西 砂織）** 当市のふるさと納税返礼品発送等業務を委託している中間事業者について、改めてプロポーザルを実施しまして、令和7年1月から募集を開始し、経費の削減

や寄附金額を伸ばすための企画提案の審査を行いまして、契約候補者として事業者を特定し、昨日、3月11日に市ホームページに公表いたしました。

事業者は株式会社ウィルドリブン、秋田県北秋田市に本社を置く事業者でありまして、ふるさと納税のサイト運営やネット通販サイトなどの運用支援を主な事業内容としている会社でございます。

今後、随意契約に係る協議を行いまして、3月中旬に契約を取り交わす予定でございます。

本事業者からは、返礼品の発送に係る費用などの削減、ポータルサイト上での返礼品に対するレビューの促進ですとか、丁寧なコメント対応、新たな返礼品の開拓など、事業者の経験や実績に基づいた企画提案がなされておりまして、これまでにない取組ですとか、市が抱える課題の解決が期待されるところです。

本事業者が返礼品を提供する地元事業者と連携しながら企画提案が展開されることで、事務的経費が削減されて、同じ返礼品における寄附金額が現状より低く設定できるなど、寄附者にとって魅力的な返礼品の提供が可能となり、寄附件数を伸ばして、当市への寄附金額の増加が図られるものと考えております。

◎**2番（工藤 裕介委員）** 丁寧にありがとうございます。

北秋田市の会社ということで、もし可能であれば、ほかにかどうか、弘前市内の企業、もしくは青森県内の企業で応募というものはあったのかどうか、もし答えられるようであれば教えてください。

◎**広聴広報課長補佐（葛西 砂織）** 申請事業者に関しましては、共同企業体でも参加申込みできるような実施要領で実施したのですが、単体での申込みも共同企業体の申込みでも、市内及び県内

ともに申込みはございませんでした。

◎2番(工藤 裕介委員) それであれば、隣の北秋田市ということであれば、非常に近いという地理的部分でも有益かとは思いますが、承知いたしました。

これまでのというか、現時点での中間業者も実績を非常に出してくださっていましたが、返礼品の出荷業者も物すごく努力をしてくださったおかげで、順調な伸びがあったのかなと思っております。

総務省の指定基準の変更などもあって、あとは輸送費の高騰などふるさと納税の経費の部分でも、中間業者も様々苦慮しているとは思いますが、現段階では、せっかく弘前市に対しての思いを持って寄附をしてくださっている方々のお金のうち、来年度においても約6.2億円という予算ですね。そして、4年間で想定27億円ほどの事業費と、かなり大きな額が中間業者に流れる予定、仕組みとなっている。もちろん、この中で様々なものが経費としてかかってきますし、非常に専門的なノウハウやシステムが必要なもので、安易なこととは言えないのですけれども。ただ、私個人の感覚で、12月になると、中間業者と今回の委託料とはまた別なところになりますけれども、ポータルサイトのCMが12月にかなり流れるように、結構あれば非常に予算がかかっているなと思ったり、なぜあそこまで積極的に納税に関してのCMを打つのかとか、そういった観点で、全国的に見ると、ビジネス要素が高くなってきているように、どうしても私個人として、そういう感覚があります。

本当に先ほども申したとおり、安易なこととは言えないのですけれども、そういった弘前のことを思って寄附をしてくださった方々の大事なお金が、しっかり地元企業に流れて、弘前の経済発展のためになるようなプロポーザルの内容になって

いたのか、その辺りを教えてください。

◎広聴広報課長補佐(葛西 砂織) まず、中間業者に委託しているふるさと納税返礼品発送等業務の業務内容としましては、返礼品の発注や寄附者への発送に関する業務や、寄附者からの問合せ、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書などの関係書類の発送、新規返礼品の企画や返礼品を提供する協力事業者との調整など、業務内容が多岐にわたっております。

委託料の内訳としては、返礼品代やその送料、関係資料の作成や送付など、中間事業者が自己負担した実費経費などのほか、事務の代行手数料などで構成されています。

令和5年度の委託料の内訳を見ますと、決算額5億4180万7000円のうちの約57.4%に当たる3億1120万2000円が、返礼品代として中間事業者を介して地元事業者を支払われております。そのほか、約24.7%に当たる約1億3382万3000円が返礼品の送料として支払われまして、そのほか残りの17.9%に当たる約9678万円が、受領証明書などの書類作成や発送に係る実費を含めた金額が中間業者に支払われたものとなります。

委託している中間事業者というのは、確かに県外事業者なのではありますが、返礼品代として、先ほどもお伝えした57.4%ほどの金額が地元事業者を支払われておりますので、新しい事業者になりましても、返礼品を提供している事業者と連携して、当市の魅力的な地場産品をお礼の品として、全国の寄附者の皆様にお送りしていただくことで、当市の経済発展にもつながるものと考えております。

◎2番(工藤 裕介委員) 57.4%という結構大きな金額がその業者のほうに流れていると。あとは、事務関連において、地元の企業ともいろいろ共同でやれるようなことがあれば積極的にやっていただくよう促していただければと思います。

最後、市のホームページ上のふるさと納税の使い道というところを拝見させていただいても、正直なところ、個別具体的な使途がしっかり記されていないように思われます。というのは、単に青森市、あと五所川原市の使い道というところを見ても、特に青森市は本当に個別具体的に写真もつけて紹介している部分が見られるのですが、これに関して、本市として改善の余地はあるのかどうか教えてください。

◎**広聴広報課長補佐（葛西 砂織）** 本市のふるさと納税の使い道につきましては、頂いた寄附金をどのような事業に活用したか、現在設定している使い道の八つのコースごとに事業名とその金額をまとめた資料を、市のホームページに掲載させていただいております。

委員が御指摘されたとおり、頂いた寄附金の使途について、事業内容や金額など詳しく紹介している自治体もございます。このたびのプロポーザルにより契約候補者として特定した事業者からは、寄附の使途について報告書を作成して、寄附者の皆様にお知らせするなどの提案もございました。なので、今後も引き続き、寄附者の皆様に、ふるさと納税を活用した事業の成果を詳しく紹介するような形を取りまして、多くの皆様に本市を応援していただけるように努めてまいりたいと思います。

◎**2番（工藤 裕介委員）** ここは結構本当に大事だと思っていました。返礼品目的で寄附をされる方も、過去のアンケートを見ると多いということは目にしていますが、やはり市のホームページから、弘前市のために、市はどういうふうに関係金を使っているのかということを目にして寄附をされる方も非常に多いと思っていますので、寄附者の方ということで今おっしゃっていたと思うのですが、寄附者以外にも、市のホームページにしっかりもっと細かく載せて、ぜひ子育て、

そして出生率の向上、そしてまちづくりというものにしっかりこの寄附を使っているということを明確に全国に示すことによって、現時点では非常に有用だと思っているふるさと納税というものを増やしていただきたいなと思います。

◎**8番（樋川 篤子委員）** お願いします。

私からは、2款1項4目、予算書56ページ、57ページ、概要書26ページになります。次期総合計画策定事業についてです。市民と高校生・大学生の意見を広く集めるためにワークショップを開催するというのですが、人数と回数、スケジュール、そしてテーマについてお知らせください。

◎**企画課長（白戸 麻紀子）** 高校生・大学生の意見聴取、ワークショップですけれども、まずこちらの事業はSDGsの普及啓発事業とも連動させまして、SDGsを自分事として捉え、行動できる力を養うとともに、SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」、これと関連させまして、市が将来にわたって住み続けられるまちになるために必要な取組を、高校生・大学生からできることを提案いただくために実施するものです。

現時点では、市内の高校生・大学生合わせて30人程度を募集いたしまして、8月下旬の日曜日一日で、ヒロロの市民文化交流館ホールにおいて実施することを考えております。講師については、今年度も高校生向けSDGs講座や市職員研修の講師を務められ、総合計画についての知見も深い、慶應義塾大学大学院の高木超特任教授を講師に迎えて実施することを考えております。

◎**8番（樋川 篤子委員）** 若い人の意見を反映していくというのは大事だと思います。今までも総合計画策定の際にはワークショップを行っていると思うのですが、これまで若い方々の意見がどのように反映されてきたのかということと、実際に事業化されたものがあればお知らせください。

◎**企画課長（白戸 麻紀子）** ワorkshopで

提案された取組につきましては、まず、企画課のほうから全庁に共有をいたします。その上で、例えば既存の取組に反映できるもの、それから新たに取組が必要なもの、それについては事業化を検討するなどして計画に反映させております。

これまでということで、今の後期基本計画策定に当たりまして、令和3年度に若者にとって魅力あるまちづくりということで、公募で集まった高校生34名、それから大学コンソーシアム学都ひろさきの共通事業に参加した大学生26名から、ワークショップを通じて様々な意見や提案を頂いております。その中で、例えば参考書と赤本がそろ交流勉強スペースを中心市街地につくってほしいとか、雪で雇用を生むマッチングアプリの開発、それから段差の解消と通学路の安全対策の実施といったものが提案されておまして、こちらについては実際に事業化したり、一部内容・趣旨を取組に入れ込むなどして反映させております。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。若い人ならではの意見を取り入れてほしいと思います。

最後に、一般市民、大学生、高校生に向けてと書いていますが、募集方法は、大学生・高校生に向けて何か特に変わった募集方法はするのでしょうか、全体の募集方法で大丈夫です。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 企画課で高校生・大学生向けの事業等をする際には、個別に高校等にチラシ等を送って、先生のほうから周知してもらおうという方式も取っております。また、大学についてはコンソーシアムのほうがありますので、そういった部分での発信ということもしてまいります。

そのほか、一般的なものとしては、広報ですとかSNS、そういったものを通じて発信してまいりたいと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） お願いします。

58ページの2款1項4目、旧市立病院改修工事の部分です。資料は、協定書とか覚書とかホームページに出ている工事の実施設計説明書ですか、その辺りを中心に聞いていきます。

まず初めに、今回、医師会が旧市立病院の跡地に入るということが協定書の中からもうかがえるのですけれども、医師会が使用する専有面積がどの程度なのかということと、これは建物全体に対して何%使用するのか、その辺りをお聞きします。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 旧市立病院の改修に当たりまして、弘前市医師会が専有する面積は、全体が1万3237.81平米あるのに対して4,952.16平米、割合にしますと37.4%になってございます。

◎7番（竹内 博之委員） この37.4%の専有面積に対して、今、これから工事に入っていくと思われるのですけれども、医師会が使われる専有面積部分の工事、内容、設備とかはどうやって決めていっているのでしょうか。具体的には誰と誰が打合せ、交渉を行って、37.4%の専有面積の取扱いというか、中身の部分はこういった議論がされているのでしょうか。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 医師会が専有する面積の配置等につきましては、今回のハード整備につきましては、旧市立病院の改修工事ということで、まずベースとなる建物が決まっていると。その改修に当たりましては、設計業務を外部委託しまして、前川建築設計事務所で設計業務を行っております。

設計業務を行う中で、各階の配置、全体の改修方法というのを決めていっております。特に配置の際に、検討の課題といたしますか、ポイントとなったのが、今回、病院の建物は耐震化改修という工事内容も含めていましたので、現在の平面から、さらに耐震壁とか柱の増強とかそういったも

ので、使えるスペースというのが今の現状の建物よりも限られている。そうした中で、医師会については、現在の総合保健センターの中でも、既存の施設として運営しておりますが、現状、野田にある現在の総合保健センターは、かなり場所が狭くて、実際に機能を拡充できないといった課題もありました。そうした意見要望等も踏まえて、面積をどのくらいにしたらいのかというところを、市と医師会とで協議をしながら、設計者の下で設計を進めてきたというところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） なるほど。今の野田だと、なかなか手狭なところがあって、今回移り変わる旧市立病院跡地だと、ある程度機能も拡充されると。それは市と医師会が協議して、その結果を設計の方にお話をして進めていると。

そうなったときに、これから工事が入っていくのでしようけれども、医師会が専有する部分の工事費用、建物全体に関して37.4%は医師会が利用されるということで、この工事費用の負担割合とか、その辺りはどうなっているのでしょうか。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 今回の整備に関する工事に係る費用ですが、今回の建物につきましては、全て弘前市の所有する建物となりますので、整備費用については全額、市が負担することになります。

医師会につきましては、専有する床について、行政財産の使用許可という形で許可を受けて使用する。その際に、条例に基づいた使用料を負担してもらおうこととなっております。

使用料の額についてですが、こちらについては、条例上、建物の評価額を基礎に算定することとなっております。今回の評価額というのは、今回の整備費用を根拠に評価額を積算します。実際の整備費用に対して、37.4%の面積等を使って、年額の使用料等を積算します。今の積算上、今まだ工事費が確定していなかったりというところ

があるので、最終的な確定ではないのですが、今の見込みですと、年間3000万円程度で、覚書を令和6年7月に締結しているのですが、使用の許可の想定を50年間としております。50年間で年3000万円程度の使用料を見込んでおまして、トータルとしましては15億円程度を見込んでいます。

◎7番（竹内 博之委員） 工事費の負担割合のところ、市の所有だから全額を市ということで、私も全国の事例を調べられる範囲で調べたのですけれども、これは一般的な事例なのですか。ちょっと見たら、宮崎県都城市が医師会と市が一緒になって工事をやったときは、医師会が22%の工事費を負担しているというのが報告書から上がってきているのですけれども、今の室長の答弁だと、今回、市の全額負担だということで、費用割合の部分は一般的なものなのかどうかということも聞いてもいいですか。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 今、野田にある総合保健センターについては、建物自体が医師会と弘前市が占有する部分で、それぞれを区分所有という形で取っています。そうしたケースですと、それぞれが整備費用を負担するというのが一般的かと思います。ただ、今回のように、市が最終的に所有する建物を整備する場合には、一般的かどうかちょっと不明なところがあるのですが、市が整備費用を負担することで問題はないかと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） これまでも市の財政運営のところ、今後ますます厳しくなっていくのではないかとということで、当然どこも楽な財政状況ではないと思うのですけれども、財政負担の内訳というものが、内部でどういう検討があったのか見えてこないのですけれども、一旦今のところは理解しました。

今、家賃をもらえばいいのではないかとという声

もあって、次に行政財産の使用料のところを聞いていきたいのですけれども。これも条例をあらかじめ頂いていたのと、今の野田の利用料というのですか、管理費を見ると、医師会の負担が3791万9179円、約3800万円を管理費として、資料として頂いているのですけれども、さっきの答弁だと、年間約3000万円の50年で15億円というお話だったので、今使われている野田の施設より機能が拡充するし、これは単純な行政財産使用料と比較はできないのですが、工事費がホームページに出ているので見ると、現段階で約65億6000万円を見込んでいる中で、今よりも安くなるのかなというのが私の感覚です。まずそこが1点、私の理解が及んでいないのであれば、そこをぜひ答弁の中で正してほしいのですけれども、使用料が約3000万円というところが安くないのかなという私の認識なのですけれども、その点についてもお聞きしてほしいですか。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） まず、今回その3000万円という金額は行政財産の使用許可に係る使用料です。恐らく委員のおっしゃっている今現在の野田での費用というのは、光熱水費であったり、清掃・警備というような施設管理費用の積上げのことをおっしゃっているというふうに認識しましたが、旧市立病院の建物が整備後、医師会が負担する金額は、行政財産の使用許可による使用料とは別に、光熱水費、あと警備・清掃に係る施設管理経費等は別途支払う、負担していただくということで想定しております。恐らくなのですけれども、今よりも面積が大きくなるので、現在の野田で支払っている管理費用よりも増額になるものと見込んでおります。

◎7番（竹内 博之委員） もうちょっとだけ使用料の部分を聞きたいのですけれども、条例を見ると、別表で、当該建物の評価額に1000分の3.4

を乗じて算定した額に100分の110を乗じて得た額というのが書いていて、それ以外に使用料の減免というところがあって、公共性、公益事業の用に供するため使用するときとか、そういう使用料の減免もうたっているのですよ。かつ、その別表の下のほうに、別に市長が定める額というところも記載があって、先ほど室長のところで答弁いただいた年間約3000万円という数字は、あくまでこの別表に書いている当該建物の評価額に1000分の3.4を乗じて算定した金額という理解でよろしいですか。減免とかそういったものが一切考えられず算出した金額かどうかということも確認させてください。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 減免等を考慮していない金額になっております。

◎7番（竹内 博之委員） 今後の検討段階なので、そういった減免のところとかはあるかどうか分からないのですけれども、承知しました。

もう1個だけ、協定書の中身で気になったのが、守秘義務について協定書の中に書かれておまして、何を守秘する必要があるのかなと思っただけで、健康都市弘前の実現ということで、大きなハード事業を伴うもので、市民にとっても広く大きな議論になるようなテーマだと思っております。そういった中で、この協定の中にうたわれている守秘義務というのは何なのかなという疑問がありましたので、その点についてもお願いします。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 基本協定書の中の守秘義務でございますが、基本協定書の第4条において、弘前市及び弘前市医師会ともに、協議により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない旨を定めております。ただし、市が弘前市情報公開条例に

基づき開示する場合はこの限りではないこととしてございます。

この条項につきましては、医師会と市が移設やその後の運営に係るお互いの協議の段階において、例えば設計途中の段階で、工事費等確定していない事項等、事業スケジュールなど、そういった意思形成過程の情報等も共有する可能性があることから、その情報の開示等に関するルールについて設定したものでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 旧市立病院のところは終わるのですが、今後、具体的な数字とか、金額のところはまた見えてきた際、例えば使用料とかですね、そのときに改めてまたいろいろ質疑していきたいと思えます。

もう一つ通告しておりました、旧第一大成小学校跡地の利活用です。こちらについては、私の質問だったか、答弁を覚えていないのですが、市民の声を反映していきながら具体的な取組につなげていきたいといった旨の答弁がございました。それこそ担当の方といろいろお話しする中で、ある意味、まだあそこの広場というか、跡地の利活用の具体的なものというのは決まっていないうのだよというお話もあったと思えます。

その中で、今ワークショップとかもやられていると思うのですが、今後、あそこが利活用されていく中で、どの時点で、今、最中市民の声を聞いていると思うのですが、それを取りまとめて、その取りまとめた内容をルールとして公開してとか、今後のロードマップ的なプロセスが見えていけばいいなど。この後、多分この議会でも利活用について議員の方からも、こういうやり方がいいのではないかと、そういう話があると思うのですが、そういったプロセスというか、その辺を教えてくださいと思います。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 旧第一大成小学校跡地の広場整備につ

きましては、これまでもワークショップなどを開催して様々な意見を聞きながら、ハード面・ソフト面、両面で意見を聞きながら整備を進めてまいりました。昨日もワークショップを行って、整備後の広場の運用のルールですとか、こういった道具があったら使いやすいよねとか、そういったところについて様々な意見聴取を行っているところです。

利活用に当たってのルールにつきましては、今後とも供用開始に向けて様々な意見を聞きながら進めていくことにはなりますが、その際には市民中央広場ですとか、まちなかに所在するほかの広場などの利用ルールを参考に、周辺の市民の理解も得ながら決めていくことにはなります。ワークショップの中で多く意見が出たのは、制約があまり多くない、できる限り自由に使えるような広場にしてほしいということで、様々なアイデアを頂いているところです。

そういったところも含めまして、条例や規則などで定める必要がある項目については、令和8年度内に条例の制定・改正などを行うことで想定しております。条例、規則などに基づかないその他のルールにつきましても、供用開始に向けて検討してまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） よろしく申し上げます。

私からは4項目ほど、まず53ページ、2款1項1目、LED防犯灯整備管理事業について質疑いたします。

これは令和7年度予算が200万円程度、正確には228万円増加しているのですが、まず具体的にこれはどのような要因によるものかというところと、特にLED防犯灯維持管理事業の予算が増加していると思うのですが、その内訳と理由についてまず教えてください。

◎市民協働課長補佐（齋藤 弘行） LED防犯

灯整備管理事業の中のLED防犯灯維持管理事業についてでございます。

内訳に関しましては、防犯灯の電気料などの需用費のほか、防犯灯保守管理業務委託料やLED防犯灯整備工事となっております。

予算額が増加した理由につきましては、電気料の予算額増加が主な要因で、昨今の電気料の高騰によるものでございます。

◎10番（成田 大介委員） これは需用費というようなところで、その内訳として、防犯灯電気料、そして防犯灯修繕料ということが記載されております。それぞれどのような基準で算出されているのか、また、防犯灯保守管理業務委託料、そしてLED防犯灯整備工事についても、具体的な業務内容と費用算出の根拠について教えてください。

◎市民協働課長補佐（齋藤 弘行） 防犯灯電気料につきましては、令和6年度の実績見込額を基に算出しており、防犯灯修繕料につきましては、令和2年度から令和5年度の平均実績額から修繕料を算出しております。

防犯灯保守管理業務委託料は、LED防犯灯の維持管理を業務委託するものであり、またLED防犯灯整備工事は、宅地開発や町会等からの要望など、新たにLED防犯灯が必要な箇所に防犯灯を設置する工事のほか、防犯灯の移設などに関する工事、防犯灯を設置するための専用の柱の建て替えや撤去などに関する工事であります。

費用の算出につきましては、労務単価や前年度の実績見込額のほか、新規の設置要望、老朽化した柱の状況などを加味しながら算出しております。

◎10番（成田 大介委員） 防犯灯については、いろいろ町内とかからも要望等々が様々来ているかと思うのですが、最後の質疑で、市で設置しているLEDの防犯灯について、今後の

更新予定について聞かせてください。

◎市民協働課長補佐（齋藤 弘行） 今後の更新の予定ということでございますが、市内には現在約2万灯の市で管理するLED防犯灯がございまして、設置から10年程度経過しており、更新が必要となっております。今後3年程度の期間をかけて、市内全域の防犯灯を新しくしていきたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） これについては、3年程度時間を要すると。全部更新していくとなるとそれくらいかかるというようなところでございますけれども、いわゆる防犯灯というだけあって、時には危険箇所であったり、あるいは非常に人通りからちょっと目につかないような場所に建っているものもあるかと思えます。この更新は3年というようなことでございますが、人手、予算様々あると思えますけれども、しっかりと更新していただきたいなとお願い申し上げます。

そして、二つ目であります。

57ページ、2款1項4目、パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業について質疑いたします。

一つ聞きたいのが、令和6年度の成果、そして来年度に向けた取組についてお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業では、性的マイノリティの方が安心して暮らせる環境づくりを推進するために、パートナーシップ宣誓制度の運用、それから性の多様性についての知識、理解を広げる取組を行っております。

令和6年度の成果ということで、令和6年度はパートナーシップ宣誓制度の導入5年目を迎えることから、さらなる取組ができないか検討を進めて、昨年12月10日から、パートナーシップ宣誓をしたお二人の親や子も含め家族として届け出るファミリーシップの導入、それから、これまで宣

◎10番(成田 大介委員) そして、予算が1711万6000円というようなところで、このほとんどが城北公園交通広場再整備調査設計ということになっておるかと思うのですけれども、これも具体的にどのような内容の調査あるいは設計が行われるのか。そしてまた、再整備後の交通広場の具体的なイメージなどがあればお聞かせください。

◎地域交通課長(羽賀 克順) こちらの設計業務ですけれども、まずは公園の中の測量業務、それから、建物を建てることもありますので地質調査。また、イメージとなる基本計画の作成や実施設計、これらを経て再整備の内容が固まってくるかなと思っております。

また、具体的なイメージですけれども、今使っている園内の使い方を見直し、再編しまして、新たに子供のにぎわいエリア、それから高齢者の交通安全体験エリア、それから安らぎエリア、また子供自転車体験エリアなど、四つのエリアを新たに設けまして、幅広い年代に交通広場を楽しみながら交通安全を学んでいただける施設を目指していきたいと思っております。

このほか、今使っている管理棟の更新、それからまた既存のミニ列車、ゴーカートのリニューアルも検討していきたいと思っております。

◎10番(成田 大介委員) 本当に大改善といえますか、大リニューアルというようになると思うのですけれども、やはり城北公園は、保育園あるいは小学校低学年などには、必ず1回は行ったことがあるかなというところもあるので、例えばSLとか機関車とかは、なかなか今ではいろいろなところで体験できないことなので、その辺をかなりすばらしい感じでリニューアルをしていただくとか、いろいろな意見に耳を傾けていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

次が、64ページ、2款1項9目、町会活性化支

援事業について質疑いたします。

町会活性化支援補助金の令和7年度の予算が拡充されておりますけれども、具体的にどのような町会の課題解決、あるいは活性化を想定しているのか、また、拡充によって新たにどのような効果を見込んでいるのか、まずお聞かせください。

◎市民協働課長補佐(齋藤 弘行) 町会活性化支援補助金についてでございます。この補助金は、町会等が自主的に行う課題解決や活性化に向けた町会の自主的な取組を支援するもので、対象となる事業につきましては、町会役員の成り手不足の解消、町会加入者や行事への参加者の増加対策などを想定しております。

拡充内容ということでございますが、年々本補助金の活用件数が増加しているため、より多くの町会に活用していただくため、交付件数を増やした内容で予算計上したものでございます。

また、同一事業への補助限度回数をこれまで3回までとしておりましたが、4回目以降の補助要望が多かったこと、実際に補助金の終了後、資金不足のために事業が停止したケースなどもあったことから、事業の継続性を高め、町会行事として定着させるために、5回まで補助対象としたものでございます。

◎10番(成田 大介委員) 町会集会所設置事業等補助金の交付先として、四つの町会名が挙げられておりますけれども、これらの町会が選ばれた基準といえますか、そのようなもの、またそれぞれの町会でどのような集会所の修繕が計画されているのかお聞かせ願います。

◎市民協働課長補佐(齋藤 弘行) 町会集会所設置事業等補助金ということでございますが、この補助金につきましては、集会所の修繕の相談があった場合に、まず当課において本補助制度の説明を行っております。その後、修繕の意思を確定された町会については、市内に本店がある事業者

2者以上の修繕工事見積書を8月末までに市へ提出いただき、その見積書を基に次年度へ予算計上しております。

今回の7年度予算につきましては、昨年8月末までに4町会からの修繕に関する相談と見積書の提出があり、補助要項の要件を満たしていたものでございます。

各町会の工事内容につきましてでございますが、小比内町会は小比内農業研修会館の外壁の塗装及び修繕工事、上松原町会は上松原中央集会所の玄関の改修及び入り口サッシの交換工事などでございます。中崎町会は中崎町会集会所の屋根塗装工事でございます。栄町町会館のトイレ改修工事となっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは予算書62ページ、2款1項7目、設計等業務委託料、交通広場再整備事業についてであります。今、成田委員からも質疑がありましたが、私からも何点か伺いいたします。

まず、事業全体のスケジュールと事業費、それと財源について教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、全体のスケジュールですけれども、令和7年度に調査設計業務の委託を考慮しておりまして、その後、令和8年、令和9年の2か年で工事を実施する予定であります。

また、事業費については、全体事業費は大まかな概算ではありますけれども、現時点で約2億5000万円を目安としており、その内訳が、設計業務が1700万円、工事費が2か年で約2億3000万円を今想定しております。

最後、財源ですけれども、財源については、国土交通省の都市公園ストック再編事業、こちらの補助率2分の1を適用するほか、起債として公共事業債を財源として充てる予定でございます。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

先ほど成田委員への答弁で、来場者にアンケートを実施したとのことでしたが、利用している方の年齢層と、あとどのような御意見が多かったのかも教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 利用者のアンケートで、まず年齢層ですけれども、アンケートの年齢層では、家族の来場が9割以上を占めておりまして、世代別で見ますと、30代、40代の親子世代が約6割を占めておりました。また、60代以上の高齢者の方も2割を占めておりまして、この施設は子供から高齢者まで利用できる施設であると感じておりました。

また、主なアンケート回答ですけれども、やはり休憩スペースの設置、またキッチンカー、それから飲食スペースの設置、それから自転車の乗り方を学べる施設がかなり意見としてはありました。そのほか、日陰のスペースやミニ列車、ゴーカートの充実を希望する声もありました。また、利用料金については、現状の利用料金の100円を継続してほしいという声も上がっております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

ミニ列車とゴーカートの充実という御意見があったようですが、現在の保有台数、稼働状況、また有料施設の利用者数も教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） ミニ列車、ゴーカートの保有台数ですけれども、まず、ミニ列車につきましては、バッテリーで動いております新幹線はやぶさ、こまち、ミニSL、こちら3両がミニ列車の先頭車両として稼働しているほか、現在、動力は失われているのですけれども、以前、石炭で動いていたミニチュアタイプのデゴイチも車両としてはありまして、現在、それはイベントで活用しています。

ミニ列車の稼働状況ですけれども、基本はその3両のうち、日替わりで1両を使用しております、残りの2両は車庫で保管している状態であります。

次に、ゴーカートですけれども、ゴーカートは全部で12台ありまして、一度に4台程度運転しております、バッテリーの残量状況を考慮しながら車両を交換している状況でございます。

利用状況ですが、ミニ列車、ゴーカートの有料施設の利用者数ですけれども、10年前であります平成27年では約2万5000人だったのですが、令和6年度——今年度では約3万8000人と、10年で1.5倍に増加しております、今年度の利用者数はこれまでで一番高い利用者数でございました。

◎3番（志村 洋子委員） 最後に、意見要望だけ申し上げます。

交通広場の利用者が増えているというのは、地元民としてもとても誇らしく思います。

先ほどのミニ列車のはやぶさ、こまち、SLは子供たちはきっと見るだけでもテンションが上がる乗り物だと思うのですが、これらが全台稼働せずに車庫で保管している日もあるというのは、何かとてももったいないなと感じました。

今回、この財源の一部に国からの補助金も含まれているということですし、2年かけて再整備事業を行うのであれば、例えば、線路を二重にして2両同時に走行できるようにするとか、ゴーカートも制限なしで走行できるようなコースにするなど、わくわく楽しみながら交通安全を学べるようになりリニューアルになるようお願いいたします。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、2款1項9目、予算書64ページ。先ほど成田委員が同じところを聞いてしまったので、もう聞くことはないような感じなのだけれども、せっかくなので、もう一度、町会集会所設置事業等補助金の概要に

ついてお話ししていただければと思います。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいま御質疑の町会集会所設置事業等補助金の概要でございます。

こちらは、地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進することを目的に、町会が設置・管理する集会所の新築・改築・修繕等を行う50万円以上の工事を対象としておりまして、工事費の2分の1以内の額を補助するもので、補助上限額は町会の規模により設定されるものであります。

◎14番（畑山 聡委員） 今、課長から新築という言葉も出てきたのですが、令和7年度予算に計上している内容には、新築は含まれているのでしょうか。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいまの新築が今回の令和7年度予算に含まれているかという御質疑ですけれども、近年、町会が設置・管理する集会所の多くで老朽化が進んでおりまして、令和7年度予算につきましても、上がってきた今回の予算の内容としては、全て修繕工事への補助となっております、新築は含まれておりません。

◎14番（畑山 聡委員） よく分かりました。

新築も含まれているので町会集会所設置という見出しになっているのだらうと思います。私はこの設置という言葉で、新築するところがあるのかなというふうな疑問を持ちまして、ある方から、小比内町会には集会所がないというふうな、これは誤った情報を聞いてしまったかもしれないのですが、その修繕の内容はどういう内容でしょうか。

◎市民協働課長（土岐 康之） 今回、令和7年度の予算には、4町会からの申請があって、そちらの予算措置になりますけれども、ただいま御質疑の小比内町会につきましては、小比内町会が集会所として設置・管理しております小比内農業研

修会館の外壁の塗装及び修繕工事への補助となっております。

◎15番(石山 敬委員) 私からは、まず2款1項4目、57ページ、SDGs普及啓発事業についてお伺いします。

まず、SDGs普及啓発事業の拡充内容についてお伺いします。

◎企画課長(白戸 麻紀子) SDGs普及啓発事業の拡充部分ということですが、こちら、昨年度、弘前観光コンベンション協会に委託して構築しましたりんご産業に関連する民間事業者3社のSDGsの取組を体験する、弘前市SDGs教育旅行プログラムを令和7年度から本格的に展開するに当たりまして、中学生が当該プログラムの体験学習を通じて、りんご産業の持続化について学ぶとともに、陸奥新報社の記者を講師にしまして、体験学習で学んだことから新聞記事を制作する事業を連動して実施するものです。この制作した記事は、9月の中旬に、実際に陸奥新報のりんご植栽150周年特集記事の中に掲載し、市民等への普及啓発を図る予定としております。

なお、実施校については、日頃から全生徒がりんご栽培に取り組んでいる東目屋中学校を予定しております。

◎15番(石山 敬委員) ありがとうございます。

一方で、去年と比べますと予算が減額となっているのですが、その理由についてお伺いします。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 令和6年度は約600万円の予算を措置しておりましたが、令和6年6月24日、有限会社リンゴミュージックとSDGsの普及啓発に関する連携協定を締結して事業に取り組んでおりまして、実際は当初予算の6割程度の事業費で取組を進めております。

令和7年度は、今年度と同程度の事業費で、先ほど申し上げた新たな取組を追加して行うとともに、今年度行った取組についても、一部内容を変更しながら継続していく予定としております。

◎15番(石山 敬委員) 関連して、肝心のSDGs未来都市計画の進捗状況、そして今後の予定についてお伺いいたします。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 本市では、SDGsで切り拓く持続可能な「日本一のりんご産地」の実現をテーマに、令和5年5月にSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業に選定されております。そして、同年8月に策定したSDGs未来都市計画に基づきまして、りんご産業にトヨタ式カイゼンを導入して、作業を省力化・効率化するなど、誰もが働きやすい環境づくり、それから、りんごの剪定枝を無煙炭化器を使って土壌改良や生産性向上に役立つバイオ炭にして活用するなど、りんご産業を基点とした脱炭素社会の実現などにも取り組んでおります。

また、SDGs普及啓発事業を通じて、りんご娘の皆さんなどを講師に、小・中学生がSDGsや日本一のりんご産地の持続化について学ぶ特別授業、高校生がフィールドワークを通じて理解を深める講座や市民等に向けた成果発表会など、SDGsの実践や普及啓発にも取り組んでおりまして、未来都市計画に基づく事業はおおむね順調に進められていると認識しております。

今後の予定としては、未来都市計画に掲載する各事業を着実に実施、展開するとともに、必要に応じて事業の見直しや新たな事業も検討しながら、県内唯一のSDGs未来都市として、目標年である2030年に向けて取組の輪を広げていきたいと考えております。

◎15番(石山 敬委員) 事業内容の見直しとか、新たな事業を検討しているということだったので、その点に関しては、各論になる

ので、この款ではないので、また別な機会に質問したいと思います。

未来都市、目標年度の2030年に向かってということであったのですが、そもそもこの計画、2023年から2025年ということで、令和7年度で最終年を迎えるということで、個人的には中身を見ても持続可能なという点については、細かい項目でいけばずっと続けていってもらいたいという項目も多々あります。

ちょっと気になるのが、2026年以降の計画についてはどうなるのか、この1点をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 未来都市計画については、令和7年度で終了となりますが、それ以降についても新たに計画を策定して取組を進めていきたいと考えております。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、2款1項9目、64ページ、町会活性化支援補助金について、先ほどの成田委員からほとんど出たのですが、その答弁の中でちょっと気になったのが、継続のほうが多い傾向があるというふうなことで、一方で、今日いる委員の皆さんの地元でも、多分、手を挙げていない町会も多々あるのかなというふうに思っております。多分、理事者側といたしましては、この事業をぜひ新規で申し込んでもらいたいという思いはあると思います。

そこで、新規で取り組んでもらいたいと、また意向がある町会に対しての市としてのサポート体制、申し込まない町会へどうアプローチをかけていくのか、その点、1点だけ質疑させてください。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいまの町会活性化支援補助金、委員がおっしゃったとおり、できるだけ多くの町会に活用してもらいたいと考えて取り組んでいる事業になります。

確かに活用が進んでいる町会がある一方で、なかなか窓口に来ていただけないような、申請に至らないような町会もございます。市ではこれまでの取組として、多くの町会に活用してもらえるために、毎年4月に全町会に対しまして、チラシで制度を周知しておるほか、各地区の町会長会議の場において、エリア担当職員を通じた制度周知を行っております。

また、本補助金を活用した各町会の取組を紹介する事例集というのを作っております、分かりやすくまとめた写真入りのものになるのですが、全町会にこちらも送付するとともに、事例報告会の開催を通じて、自主的な取組の機運醸成に努めてきたところです。窓口や電話等で補助金活用についての問合せがあった場合は、各町会の状況などを丁寧に聞き取りしまして、事業の提案や企画立案等の支援を市の担当職員で行っております、補助金申請に至るまでの一連の過程をサポートしております。

各町会で補助制度の活用は広がっておりますけれども、その一方で、申請手続きが煩雑であるとか、ちょっと難しいなという声も寄せられたこともあります。市の制度ということになりますので、手続きが難しいというイメージもあるのかもしれませんが、さらに多くの町会に活用いただくために、要請があれば、地区町会長会議などに担当の職員が出向いて書類作成の支援などもできますので、申請までのサポートを手厚く行っていることも再度お伝えしていきたいと思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 私から、2点お伺いいたします。

2款1項1目、予算書53ページ、使用料及び賃借料、概要でいくと20ページ、LINE運用支援ツール運用経費、LINEの部分についてお伺いしたいと思います。

最初、道路維持課で、道路の状況でLINEの

運用が始まった中で、やっと市の公式LINEが始まったということで、私はこれはすごく必要性があると思っております。

現時点での、弘前市の公式LINEの登録者数、友だちの登録者数が何人いるのか。そして、様々な受信設定によって配信内容、申請者が全てではなくて取捨選択もできるような状況にもなっていますけれども、この配信内容について、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 当市の公式LINEは、令和6年10月1日よりリニューアルした形で運用を開始しております。その時点での登録者、いわゆる友だちの数は4,424人ということでスタートしました。これが今、令和7年3月1日時点では1万669人となっております。

続いて、配信内容につきましては、市のLINEで発信する情報は、今、委員がおっしゃったとおりで、受け取りたい情報を利用者が選択できるというセグメント配信という機能になりますけれども、この仕組みを使ってお知らせをしております。市政情報、まちの話題、イベント情報、そのほか防災情報ですとか、今冬の除雪の情報だとか、合わせて17種類を選択して受信できるというものとなっております。

こちらにつきましては、幅広く市の情報を網羅的に情報発信するという形を取っておりますので、もっと必要があれば広げていきたいと思っておりますし、今の時点では好評いただいていると考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 現時点での登録者数が最新で1万660人と。先行自治体である五所川原市、むつ市が、かなりLINEを先行自治体でやっております。五所川原市は現在の登録者数が1万9932人、人口の推計値が4万7848人ですの

で、人口に対しての登録者ベースで考えると41%。むつ市は2万221人が登録しております。人口の推計値が最新で5万1495人ですので、人口に対する登録者ベースでいくと39%。今、弘前の1万660人、最新の推計値の15万8954人に対する割合でいくと約6%という、まだまだ非常に少ない数字だと思っております。

私自身も登録しておりますが、配信内容は非常にいいと個人的にも思っております。例えば、今冬の除排雪の状況で、私は5工区なのですが、12時半ぐらいに除雪が入りますと。大体朝の5時半ぐらいですかね、除雪が完了しましたというの、LINEできちんと登録すれば来るようになっています。そういう意味では、非常に公式LINEは大事だと思っております。

現段階でまだ6%というところで、市民の方々の満足度について、どう考えているかお伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 市民の満足度、利用者の満足度ということですが、利用者の声といたしましては、市民の方からも、欲しい情報を選択できるということで、とても便利だという御意見を複数伺っておりますので、市民の満足度は高いものだと考えているところでございます。

今後、友だちとして登録されている方々に対して、満足度についてのアンケートも実施したいというふうに考えておりますので、それを見て、また今後の情報発信とか機能とかにつきましては、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 17種類あるということで、先ほど除雪の一例も出させていただきましたが、かなりの情報が、全部登録すれば来るような状況となっております。

非常にいいなと思っておりますが、1点だ

け、どうしても気になる場所があります。弘前市の公式LINEの正式名が、弘前市シティプロモーションとなっています。先ほど、先進事例の名前を出した五所川原市は、平仮名で「ごしょLINE」、これが公式LINEになっています。むつ市は「青森県むつ市」、これが公式LINE名であります。なぜか弘前だけは「弘前市シティプロモーション」になっています。先ほどいった市民に直結した情報が来るのが、果たしてシティプロモーションなのかどうかと、どうしても物すごく違和感があるのです。そういった意味では、弘前の公式LINEの名前、いわゆるべたといったらあれですけども、弘前市公式LINEとか、そういう名前にするべきではないかと思うのですが、その見解をお伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 公式LINEの名称についてでございます。

今回、LINE運用支援ツールというものを導入するに当たりまして、これまで市の公式LINEアカウントという取扱いで運用していました弘前市シティプロモーションを、市の公式LINEアカウントとして活用するというものにしたものでございます。

このアカウントは通常の料金プランと異なりまして、地方公共団体向けの特別な料金プランが適用されております。基本料金や従量課金というのが無料になっておりまして、配信するメッセージの数も無制限で配信できるというものになります。

一方で、LINEを運営しておりますLINEヤフー社の規定により、地方公共団体向けのこの料金プランを適用したまま、アカウントの名称を変更するということができないということになっているため、現在も弘前市シティプロモーションという名称で運用しているということになっております。

あと、通常の料金プランが適用された場合、今は無料なのですがけれども、現在のメッセージの配信の数を基に試算しますと、月額で約90万円の経費が発生するということが見込まれていることで、一応経費との兼ね合いで、今回名称の変更を断念したという経緯がございます。

私どもとしましても、より分かりやすい名称への変更というのは、できることならしたいと考えておりますので、一応決まりではできないということにはなっているのですがけれども、今後も何とか名称変更できる可能性というものを模索していきたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 市民に直結する情報がたくさんあります。シティプロモーションは対外的に向けて、弘前のブランド力とかをどう上げていくかという、弘前市民以外の方にアピールする名称です。例えば、広報ひろさき一つにしても、月2回から月1回になっています。これからの人口減を考えていくと、公式LINEの在り方というのが10年後ぐらいのスパンで考えると、多分この公式LINEが市のプッシュ型の情報を得る一番のツールになると思っています。そういう意味では、そのままずっとシティプロモーションだと、やはりちょっと違和感があると。ひょっとしたら、登録したくても、弘前市シティプロモーションで、弘前市の公式LINEではないのではないかという認識する人も出だしているかもしれないという危惧を持っています。今の6%の登録者数を、せめて人口の半分近くまでどんどん上げていく、弘前市が公式LINEをやっているのだよということをアピールする意味でも、ぜひこの名前というのが結構違和感があり過ぎますので、多分担当課で一番認識しているとは思いますが、ぜひそこをやっていただきたいと、これは切にお願いして終わります。

次に行きます。2款1項1目、58ページ、概要

の27ページ、弘前版PFS/SIBモデル事業についてお伺いいたします。

来年度、新規事業ということで、概要にも詳しく書いてはいるのですが、全部読むと長いのですが、将来的にSIBの導入を見据えたPFS事業として試行と、やはりちょっと勉強不足で何だかよく分からないのですが、もう少し事業に関して詳しく教えてください。

◎企画課参事（櫻庭 智之） 弘前版PFS/SIBモデル事業につきましては、健康寿命の延伸などに向けて、QOL健診と併せまして健康プログラムを提供するもので、四つの健診項目、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム、口腔保健、最後に鬱病・認知症、その予防・改善を図るものでございます。

その最初の取組として、心疾患や脳血管障害を引き起こす危険因子の源流となっているメタボリックシンドロームに着目し、令和7年度から3年間、その予防・改善事業を成果連動型民間委託契約方式でありますPFS事業として実施して、その後、ロコモティブシンドロームとか、そういった項目を増やししながら、将来的にはPFS事業の一つで、民間資金を原資とするSIB事業へ移行しようというものでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 分かりましたと言いたいところではあるのですが、すみません、正直、何となく理解できたのが、先ほど成果報酬型というのがあったので、委託する業者に対しては、メタボに関して特化したと言っているのが、メタボをどのぐらい解消したかという成果に応じて多分委託料が変化していくのかなという、最低限の委託料でまず契約を結んで、あとはどれぐらいメタボが減ったかという効果が、きちんとした数値目標みたいなのが恐らくあって、多分それができるかどうかという委託なのかなという理解はしました。

これが、多分これまでの行政の委託であまり聞いたことがないので、いわゆる成果報酬型というか、これをやることによって、今回メタボに特化するということですが、結果的に事業効果はどう考えているのかお伺いいたします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） 事業効果につきましては、健康を軸とした取組によりまして、QOL健診の四つの健診項目を予防・改善しまして、健康寿命の延伸を図るということ、あとPFS事業として実施することで、医療費の削減など、社会的便益を図るものでございます。

あとは健康プログラムの提供に当たりまして、弘前大学COI-NEXTが有するメニューを先行して提供していく中で、地元企業とのマッチングなど関わりを深めまして、地元企業の参画を促していくといったことで、ヘルスケア産業によります雇用の創出にもつなげていきたいと思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 恐らくメタボ解消は運動と食生活、この2点が多分非常に重要だと、素人ながらも認識しています。多分その2点が一番人間的にどなたも難しいのだろうとも思っております。

今回、新たな取組ですので、民間業者にある程度採択権を与えて、どういう達成度に行くかということだと思いますので、そこをぜひ、やる気あるというか、実績ある、そういう業者を選定していただければお願いして終わります。

◎9番（竹浪 敦委員） よろしくお伺いいたします。

私からは、2款1項1目、ノーコードツール導入業務委託料についてお伺いいたします。52ページ、概要は20ページになります。

ノーコードツール導入業務委託料、ノーコードツールというのを最近たまに耳にするのですが、まずこれがどのようなシステムなのかお伺

いたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） ノーコードツールというものは、プログラミングの知識や技術がなくても、直感的な画面操作で、業務アプリケーションや業務システムなどを作ることができるというツールのことで、今回導入を考えているツールは、株式会社サイボウズのキントーンというものになります。

◎9番（竹浪 敦委員） サイボウズのキントーンということで、これも耳にしたことがございますが、これで具体的にどのようなものを作るのかお伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） どのようなものができるかということで、全庁で導入希望調査を以前行ったところ、希望が上がりまして、財産管理関係や公共施設カルテ、あと施設の管理日誌、介護保健施設等からの報告、集計、意向調査、あと幼児健診等の問診表、アンケート等の事務作業について、これまで紙で処理してきたものを入力した時点からデータで処理できるようになるということになります。これによって、課内ですとか係内での情報共有が図られて、事務の効率化につながるものというものになります。

◎9番（竹浪 敦委員） その作業が順当に進めば、市役所内での作業が非常に順調に進むと思います。

今、OSとかも、たしか今年の10月だと思うのですが、Windows 10がサービス終了になります。今、Windows 11を皆さん使っていると思うのですが、まだ12とかという発表がマイクロソフトから出ておりませんが、サイボウズなので問題ないと思うのですが、今後のシステム、OSにも対応はしていけるものかお伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 今後のOSに対応できるかということですが、キ

ントーンはグーグルクロームやマイクロソフトエッジなどのウェブブラウザで動作するものとなっておりますので、今のマイクロソフトウィンドウズのバージョンによる直接的な影響はないものとなります。

◎9番（竹浪 敦委員） ちょっと難しい単語がちらほら出てきますけれども、どうしてもこの情報システムの話をするとなってくるのですが、RPAツールというのがどんどん進んでいる中で、今、職員の方がこういったソフトとかを、また扱っていくと思うのですが、その辺の対応というのはきちんとできているものかお伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 職員が対応できるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、プログラミングですとか、そのような技術・知識がなくても作業することができるというツールになりますので、こちらのほうは使っていけるものというふうに、もちろん研修とかは必要になってくると思うのですが、使っていくようなことで考えております。

◎9番（竹浪 敦委員） その中で、この質疑もどうなのかと思いますけれども、私もある程度コンピューターを扱っておりますけれども、そういう専門学校とかは出ておりません。せいぜい扱ったのは、農大のときのDOSとかなのですけれども、石山委員も同じ大学の先輩として農大でDOSを扱っているはずですが。

探すのも難しいのですけれども、職員でこういったプログラムを扱える人というのはいらぬものなのでしょうか、お伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） プログラミングができる職員がいるかということですが、全庁的な調査というのをしたことはございませんが、恐らく専門的なプログラミング言語

を理解して、業務で使用するようなアプリケーションですとか、システムを作成できる職員というのは非常に少ないのではないかなというふうに思っております。

◎9番（竹浪 敦委員） 私の個人的な感想ですけれども、昔20年くらい前にこの仕事をしているときに、あと20年もしたら、みんなそれが当たり前に使えるようになって、我々の業種というのは、ITの業種というのはどんどん廃れていくのかなと思ったら、どうも蓋を開けて今になったら逆にになっているようで、やはりスマホとか、簡単にクリックだけでやる作業に特化しているところで、プログラムを使える人というのが少なくなっているような気もとてもいたします。

先ほど、ノーコードツールで介護関係とかの日報とか、そういうのも作るという話でしたが、私も素人ながら調べてそういうのを作ったのが記憶にあるので、職員の方も、できればノーコードツールをかなりうまく使えるようになってくれたらいいなと願っております。

次の質疑に参ります。次は同じところで、2款1項1目、オンライン申請フォーム作成業務委託料、同じ52ページで、概要が21ページになります。

こちらまず基本的なところですが、これでどんなものを作るのでしょうか、お伺いいたします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） オンライン申請フォーム作成についてでございます。

こちら、市民や事業者の方が、市に対する申請や届出に必要となるオンライン申請フォームに関する調査分析及び作成を委託するもので、業務の概要といたしましては、全庁における申請・届出についての調査を行い、調査結果から、オンライン化の容易さ、利便性向上の効果の度合い、年間の手続件数等の分析を行って、オンライン化する

手続の優先度の順位づけをいたします。その順位づけの結果、上位に当たる手続のオンライン申請フォームを作成するという一連の業務を委託するものでございます。

◎9番（竹浪 敦委員） これは設置とかは委託でやることになるのですけれども、これも先ほどの質疑とややかぶるのですけれども、これは、フォームをカスタマイズするときは職員の方がやったりするものでしょうか、お願いします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） カスタマイズについてでございます。

オンライン申請フォームを作成するシステムも、先ほどのツールとは別ですけれども、いわゆるノーコードでプログラミングが不要なものというふうになりますので、今後のカスタマイズ、保守、または新たな申請フォームの作成につきましては、職員が対応していくということで検討してまいります。

◎9番（竹浪 敦委員） せっかくDXを進めていくに当たって、こういったツールを活用できる、導入してやるということですので、どうか、せっかく導入したツールは、頓挫することなく有効に活用してほしいと願っております。

一般質問でもちらっと言ったのですけれども、新しいシステムを導入すると、念のために紙媒体というか古いのも並行してやるというふうなのが、どうしても行政ではありがちなのですけれども、そういうところをやはりどんどんデジタルで進めていくシステムにしていけるようお願いして、ここの質疑は終了いたします。

続きまして、2款1項4目、次期総合計画策定事業、この内容については、先ほど樋川委員が私の聞きたいことを全部聞いたので、ここのほうは割愛させていただきますが、ちょっと先ほど回答いただいたことに一言だけお伝えしたいことがあって、学生に周知するときに、特定の教授の方

とか、コンソーシアムを通してお知らせするというのがございました。どうしても、この間も多分私、お話ししたと思うのですけれども、特定の教授とかですと、やはりそこにしか周知しないところもあって、特に学生が一番多い弘前大学とかでは配布物というのはないのです。配布物がなくて、自分たちでキャンパススクエアという掲示板を見にいった、そこで初めて情報を得る形になっております。ですので、できればぐいぐいと大学のほうに、これをアピールしていけるようになってもらえればいいのではないかなと願って、私の質疑を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 暫時休憩いたします。

〔午後 2時46分 休憩〕

〔午後 3時20分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） 2款2項1目、宿泊税システム整備等補助金についてお伺いします。

この補助金が使われる事業は、どのようなものがあるのかお伺いします。

◎市民税課長（村元 広美） 宿泊税システム整備等補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、宿泊税の導入に伴い、実際に税を徴収・納入していただく宿泊事業者の方々の負担を軽減することを目的として、レジシステムの構築や改修、ハードウェアやソフトウェアの購入、領収書の印刷など、宿泊税の導入に伴い発生する事前準備に係る費用に対して補助するものであります。補助率は10分の10、補助金額は上限50万円を想定しているものでございます。

◎4番（三浦 行委員） レジシステムのような

物理的なものには補助が出るということですが、整備をするためには人的経費が発生する場合がありますと考えます。人件費について、補助される場合があるかどうかお伺いします。

◎市民税課長（村元 広美） 人的経費についてなのですが、この補助金は宿泊税の導入に伴い発生する事前準備に係る経費に対して補助するものでありますので、委員がおっしゃったように、システムとかパソコンの導入経費というのは対象になるのですけれども、例えばそれを導入して、操作する人を雇って恒常的に事務をやらせるとか、そういうために雇用した人の人件費というのは対象に想定していないものであります。

◎4番（三浦 行委員） それでは、要望ですけれども、宿泊業は施設によって深夜勤務など大変な面もありますし、また最初のシステム導入で、外注業者が入ることも考えられます。人材確保の施策に予算を使うことも要望します。

あと、高齢の方が経営する小規模な施設には、気をつけてサポートすることも要望して、終わります。

◎17番（千葉 浩規委員） 2款1項1目の自治体情報システムの標準化・共通化事業です。関連がありますので、一括して質疑いたします。

まず、52ページの自治体情報システム標準化移行対応業務委託料についてです。この委託業務の内容と財源、委託先についてお願いします。

2番目は、53ページのガバメントクラウド利用料についてです。約4677万円になっておりますが、当市が利用するクラウドと財源について答弁をお願いします。

三つ目は、54ページの共同クラウドシステム解約補償金についてです。スケジュールと財源について、答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 自治体情報システム標準化移行対応業務委託料の委託内容、

財源、委託先ということです。

まず、業務内容ですけれども、標準化対応の20業務の移行と、20業務以外のシステムの移行をする部分があります。20業務の移行をするものとしては、令和7年度末までに標準化移行完了に向け、データ移行のテスト、ネットワーク、ガバメントクラウドの環境設計、構築、運用検証、操作研修など、本番移行に向けて実施していくこととなります。

また、20業務以外のものについては、システム移行、ネットワーク構築、サーバー機器の購入などを予定しております。

財源につきましては、まず標準化対象の20業務は、デジタル基盤改革支援事業費補助金を活用しております。20業務以外については、一般財源として計上しております。

委託先につきましては、日本電気株式会社青森支店を予定しております。

ガバメントクラウドに係る本市が利用するクラウドと財源についてですが、本市が利用する標準準拠システムのシステムベンダーが、システム構築が可能でありますアマゾンが提供しておりますアマゾンウェブサービス、いわゆるAWSというところの利用を予定しております。財源については、一般財源を予定しております。

共同クラウドシステムの解約補償金について、スケジュールと財源ということですが、解約補償金については、現在の共同クラウドシステムが、令和4年度から8年度までの5年間の利用を利用期間として契約しております。ただ、今お話ししておりました標準化システムが7年度末ということですので、8年度は利用しないこととなるため、解約に係る補償金を支払うものとなります。

スケジュールにつきましては、令和7年度末の解約に向けて、9月頃までに解約手続を行う予定

となっております。

財源については、全額デジタル基盤改革支援事業費補助金を活用することにしております。

◎17番（千葉 浩規委員） 結局、現在使っているクラウドも解約するということですので、確実に移行するということだと思います。

それで、標準化対象業務、戸籍を含む20業務について、これまでもカスタマイズ、変更を認めず、国がつくる鋳型に自治体をはめるのではないかということで、不安をこれまでも述べてきましたけれども、仕様変更、カスタマイズは可能なかということと、あとは、ガバメントクラウドの利用料が約4600万円ということなのですが、現在のクラウドが約2億5000万円ということで、大変格安なのですけれども、今回の利用料の根拠について、あと、この後も4600万円で済むのかどうか、答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） まず、標準化の戸籍業務を含む20業務について、仕様を国が決めており、カスタマイズができるのかということですが、国が進めております標準仕様に統一されるため、自治体がシステムのカスタマイズはできないことになっております。

続いて、現行の共同クラウドの利用料が2億4816万円で、今回のガバメントクラウドの利用料が4677万6000円、この違いと、安いのではないかということですが、現行の共同クラウドのシステムは、データセンターの利用料、それからシステムの保守料、システムの利用料を含めた合算した金額になっております。一方で、今お示しておりますガバメントクラウドの利用料は、システム構築中のため、システムの保守料、システムの利用料が発生しませんので、テスト期間にかかるランニング費用というふうな位置づけになりますので、一緒ではないということで安い金額になっております。

それから、令和8年度からの費用です。令和8年度は、ガバメントクラウドの利用料のほかに、システムの保守料やシステムの利用料も今後はかかってきますので、金額は増加になることとなります。

◎17番（千葉 浩規委員） 実は、各自治体が利用するガバメントクラウドの97%が、本市と同じようにアマゾンだと言われております。将来的に利用料がアマゾンの言い値になって、行政コストが増大するのではないかというふうな懸念も指摘されているところです。この利用料について、国のほうではここまでということでも保障してくれるものなのでしょうか。それとも、どんどんいくらでも値上げしていくものなのか、その辺の答弁をお願いします。

あとは、国の機関がガバメントクラウドの個々の領域へアクセスすると、多分、規則的には禁止されているかと思えますけれども、法律では禁止されているのかどうか、答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 自治体が利用するガバメントクラウドが97%くらいになっていると、アマゾンがそういうふうな使い方になっているというお話で、その辺の利用料の保障とか、国とかの補助というようなお話だと思えます。ガバメントクラウドの利用料に係る国からの保障につきましては、現在、普通交付税措置を講ずるということを検討しているというふうに伺っております。

続いて、国の機関がガバメントクラウドの個別の領域にアクセスすることなどを、法律で禁止しているのかどうかということですが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものがございまして、それに基づいて制定されました地方公共団体情報システム標準化基本方針というのがあります。この中で、国は地方公共団体の保有する個人情報を含む電子データを取り扱

わないこと、ガバメントクラウドの個別領域へのアクセスができないということが定められております。

◎17番（千葉 浩規委員） 結局、法律ではなくて、方針としてそうだけだと思えます。

続きまして、2款1項4目の弘前版PFS/SIBモデルについてです。予算書でいえば、58ページのメタボリックシンドローム予防・改善事業業務委託料についてであります。

先ほどの木村委員の質疑で、概要とかはほぼ分かりましたので、その後について、予定では2回目と思っておりました質疑から始めさせていただきます。

木村委員の質疑に対する答弁で、この委託料、成果に連動して支払うという金額と固定費という部分があるということは、大体理解できたのですが、これをどのような考えでセットしているのか。3年間ですから、毎年固定費があって成果連動部分があるのか、それとも、最後の3年間で成果分を上乗せするのか、一体どういう構成になっているのか、また、どんな考えでそうになっているのか、答弁をお願いします。

もう一つは、成果指標についてなのですが、どのようなものを設定しているのか。その目標値についてどういうものなのか。あくまでも数値ですから、何らかの具体的に分かるものだと思うのです。それはどういうものが設定されて、その目標は何なのかということで答弁をお願いします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） まず、成果連動部分と固定費の割合の設定についてでございます。

PFS事業の固定費、成果連動払いの割合につきましては、これまでの実績や事業者見積りを基に、従来型の委託契約による委託料を基準額の100として算定しまして、成果指標が未達であった場合の最低支払額の割合は、事業者のリスク負

担を前提に、類似事業における一般管理費の平均値18%を参考に、その2倍を減じた64としまして、その額を固定費としております。

そして、3段階の設定としました成果連動払い部分につきましては、1段階目の成果指標の達成では、基準額100と固定費64の差額を加算し、それ以降の加算はP F Sの一つで民間資金を原資としますS I Bの優良事例である豊田市を参考にしまして、2段階目では116、最終年度のみ評価する3段階目では120として加算するものでございます。

次に、成果指標と目標値についてです。

本事業は健康寿命の延伸などを目的に、メタボリックシンドロームに着目しまして、Q O L健診と食事や運動に関するプログラムを一体的に提供して、その予防・改善を図るものでございます。

そのため、成果指標と目標値について、主なものといたしましては、健康プログラムの継続率70%以上のほか、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍に関するものとしては、健康プログラム前後における割合、3ポイント減少、あとは3年以内の発症リスクの割合も減少という形で、長期アウトカムに向けて段階的に設定する予定でございまして。

◎17番（千葉 浩規委員） 私が言っているわけではないのですけれども、既に導入している自治体の議会では、このP F Sについて、行政の責任の放棄ではないかとか、民間丸投げではないかとか、そういう声が聞かれます。私が思っているわけではありませぬので、あくまで。そういう声もありますので、委託されている3年間について、行政はどのような役割を果たすのか。あと、P F Sは他の分野にも広めていくという考えなのか、答弁をお願いします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） まず、1点目の市の役割についてでございます。

本事業は、業務委託に当たりまして、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、その支払額を成果指標値の改善状況に連動させるものでございますが、それ以外の部分は、基本的に従来型の業務委託と変わらないものでございますので、関係法令や契約書、あと企画提案書に基づきまして、業務の遂行が適正になされているかなどの確認が一義的な役割であると認識してございます。

ただ、本事業は、当市で初めてP F Sで実施するものでありまして、今後、S I Bに移行して、持続可能な事業スキームで継続的な取組にしようとするというものでございまして、事業の実施主体として、受注者のノウハウを損ねない範囲で、積極的に協議など関わって行って、目的の達成に向けて連携して取り組んでまいります。

次に、P F Sの他の事業への展開についてでございます。

本事業は、弘前大学と連携しながら、これまで積み上げてきたビッグデータと、その研究成果を基に、Q O L健診と健康プログラムにより、疾病の予防・改善といった形で市民に還元する取組でございまして。長年の課題解決に向けて、民間企業のノウハウを活用しながら取り組むこと、また、持続可能な事業スキームによりまして、継続的に実施していくためにP F S事業で実施するというものになります。ですので、本事業におけるP F Sの導入につきましては、今後、市としてP F Sを積極的に活用していくといったような先導的な意味合いはないものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） 私から質疑させていただきたいのが、まず、2款1項1目14節で、53ページでございます。概要では22ページに当たります。

防犯カメラ整備管理事業について伺いたいと思います。

防犯カメラは、今回、概要を見たのですけれども、弘前大学の周辺の設置の状況を一斉更新するということが記載されていたので、その一斉更新の記載の内容、具体的な詳細について伺いたいのと、もう1点が、防犯カメラはそもそも犯罪とかそういったことに情報提供とかをするのかなと思うのですけれども、その実績について伺いたいと思います。

◎市民協働課長（土岐 康之） 今、御質問がありました2項目のうちの最初ですけれども、防犯カメラ整備管理事業の防犯カメラの一斉更新の内容についてお答えいたします。

防犯カメラ整備管理事業の工事費として2件計上しておりますけれども、どちらの工事も、平成26年度に弘前大学周辺地域に設置している防犯カメラ20基に関するものになります。1件は、既設の防犯カメラを撤去して、新たに防犯カメラを20基設置する工事として、129万8000円を計上しております。もう一つは、撤去した防犯カメラを、犯罪捜査の抑止に活用するために、既設の20基とは別の場所へ再設置する工事として、73万円を計上しております。また加えまして、新規に設置する防犯カメラの機器と遠隔操作に使うタブレットを機器購入として上げております。

続いて、防犯カメラを設置しますと、その活用として犯罪捜査に画像を使うということがありますけれども、そちらの実績というところです。市が設置運用する防犯カメラの画像の提供等につきましては、弘前市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱で条件が定められておまして、これまでの提供は、警察から捜査に必要な事項の報告を求めることができる刑事訴訟法第197条第2項というものがありますけれども、そちらの規定に基づく要請を受けて、画像提供を行っております。これまでの実績、依頼の件数としましては、弘前大学のほうに設置して以降になりますけれども、

平成27年度に10件、平成28年度は18件、平成29年度は13件、平成30年度は13件、令和元年度は13件、令和2年度は5件、令和3年度からは東地区にも設置しました防犯カメラと合わせた件数になりますけれども、14件、令和4年度が18件、令和5年度が5件で、令和6年度は令和7年の1月31日現在ですけれども、17件となっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

思った以上に、件数としてはかなり多いなと感じましたし、防犯カメラの個数自体もかなりたくさん設置されていると思ったのですけれども、弘前大学の周りのというところでの話なので、もっと多分必要などころがあるのかもしれないし、今伺った個数だけで本当に足りるのかというのが、ちょっとした疑問が残るわけなのですが、設置されている防犯カメラの台数というのは、本当に今の状況で足りているのか、そこだけ確認させていただきたいです。

◎市民協働課長（土岐 康之） 今の御質問の防犯カメラは今の数で充足しているのかというところですが、確かにつけばつくほどいいとは思いますが、市といたしましても、これまで弘前大学周辺と東地区、そのほか公園や学校に合計142基の防犯カメラを設置しております。また、市が設置する以外にも、弘前地区防犯協会による設置や、コンビニエンスストアなど民間においても防犯カメラを設置しているところです。

市といたしましては、防犯カメラの設置というのは犯罪の発生を抑止する効果があると認識しておまして、市民の安全安心な生活環境を確保するため、今後も警察等の関係機関との連携をより緊密にしまして、地域住民との協働による防犯カメラのさらなる設置及び整備を含めまして、地域と一体となってほかの各種対策等も含めました防犯対策の強化に取り組んでいきたいと考えており

ます。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます
ました。

私個人的にも、カメラ自体がどこに設置されて
いるのか分からなかったので、今後はちょっとそ
の辺も含めて弘前大学の周りを歩く際には注視し
てみたいと思います。

この項目での質疑は終わりました、続きまし
て、2款1項4目の56ページにございます男女共
同参画推進事業について、概要では25ページに当
たりますが、こちらの事業はずっと前から大変気
にしていたところではあるのですけれども、令和
6年度、予算が、見たところ減額となっていたの
です。事業自体どういうふうなことをやっていた
のかも含めて理由を伺いたいと思います。

◎企画課長補佐(土岐 博志) 予算減額の理由
ということについてお答えいたします。

まず、令和7年度予算ですが、こちら担当職員
の研修旅費等について、コロナ禍を経ましてオン
ライン参加が可能となったことによる減額のほ
か、消耗品費、それから郵便料などの事務費です
とか、男女共同参画プラン懇話会の開催に係る委
員の旅費等を実績に合わせて減額したものとなっ
てございます。こういったことから、令和6年度
と比較しますと、17万7000円の減額となって
おります。

ただ、事業内容なのでございますけれども、こちら
は令和6年度と変更はありませんで、男女共同参
画に関する意識の定着と理解促進を図るために様
々なセミナーを開催するほか、情報誌参画だより
の発行、それから市職員を対象に意識啓発を行
う研修の実施、それから男女共同参画プランを
推進するために、達成度や進捗状況の点検評価
を行う男女共同参画プラン懇話会の開催などを
予定してございます。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます

ます。

減額したとしても、内容は変わらないという
ことだったので、いろいろと取組はなされるの
かなと思ったのですが、お話の中でもセミナー
を開いていらっしゃるということで、参加者の方
の感想とか、今後の実施状況というのは、何か
計画があるのかも確認したいのですが、お願
いします。

◎企画課長補佐(土岐 博志) 今年度実施
したセミナーの感想と、それから今後の予定
ということについてお答えいたします。

まず、セミナーは年2回開催してございま
して、今年度実施した職場のハラスメント講
座では14名の方に参加いただきまして、終了
後のアンケートでは、全員がとても満足、や
や満足との回答となっております。

感想といたしましては、「ハラスメントの実
態がよく分かり、勉強になった」、あとは「
相談窓口の設置の仕方が参考になった」、そ
れから「今まで何となく理解していたことが、
講義を受けて明確になった」などの感想が
寄せられておりまして、全ての方が能力を
発揮できる職場環境づくりについて、理解
を深めることができたと考えております。

また、2回目のセミナーなのでございま
すけれども、こちら家事と家計の見直し
応援講座等と題しまして、今月24日に
実施の予定となっております。

そのほか、過去のセミナーになるので
ございまして、令和3年度から5年度まで、
コロナ禍で顕在化した女性の家事負担の
割合の多さを解消して、男性の家事参加
を促すということを目的に、料理初心者の
男性を対象に料理体験セミナーを実施し
ております。3年間で参加いただいた延べ
39名の方からは、「料理の大変さ、楽しさ
を知れた」、それから「レシピを見ても
うまく作れなかった」、実際に教えて
もらえてよかった、それから「妻の家事
の負担軽減を心がけていきたい」とい
った感想をいただいております。

想が寄せられております。また、参加者全員から「家庭で料理をもっと作ってみたい」ですとか、「料理以外の家事の割合も増やしたい」と全員が回答しておりまして、性別による役割分担意識について考えるきっかけになったのではと認識しております。

令和7年度の予定なのですが、こちらはまだ具体のテーマはこれから検討ということにはなるのですが、ジェンダー平等に関する話題など、その時々合ったテーマを実施することで、性別にかかわらず一人一人が尊重され、自分らしく生きることができる男女共同参画社会について意識啓発を図ってまいります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

やはり男女共同参画ということを私もいろいろな方に知ってほしくて、この事業のことはいろいろな人に言っているのですが、あまり知らない方のほうが大変多くて、せっかくやっている事業ですので、今後とももっともっと多くの方が参加できるような仕組みというのを、考えてやっていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

最後に、2款1項9目18節、64ページにございます。概要では29ページに当たりますが、持続可能な町会支援事業について伺いたいと思います。

今回、この中の地域の子供たちの思いをかなえるプロジェクト支援事業というものを、今年度——令和6年度の予算について大変興味を持っていたところだったのですが、いま一度、どのような目的と内容でやっているものなのか、そして実績の状況について伺いたいと思います。

◎市民協働課総括主幹（山崎 幾子） この事業は、町会の担い手不足を解消するため、町会と将来の担い手候補となる若い世代の関係構築の支援を目的としています。

内容としましては、単なる補助金交付だけではなく、支援町会に市職員が入り込み、若い世代が中心となったイベントが実現されるよう町会への伴走支援を行います。

具体的には、町会内の小学生へ、地域でやってみたいイベントのアンケート調査、イベントを実施する若い世代を中心としたプロジェクトメンバーの募集、イベントの企画会議や周知活動の支援、イベントの実施に関わる補助金の交付といったものになります。

こちらの実績につきましては、令和6年度は時敏地区の東部仲町町会、西部仲町町会、中部仲町町会の3町会を一地区としまして、このプロジェクトの支援対象としております。

まず、対象地区に住む小学生約70名を対象に、時敏小学校の協力も得ながらアンケートを実施いたしました。対象地区において、町会役員と市が連携し、若手の掘り起こしや声かけを行って、これまで町会と関わりが薄かった若い世代を中心としたプロジェクトチームを結成しました。そして、子供たちへのアンケート結果に基づきまして、町会での新しいイベントとして、流しそうめんや豆まきイベントをプロジェクトメンバーと町会役員が実施し、両イベントには60名を超える親子に御参加いただきました。

また、本プロジェクトでの手法や効果をほかの町会にも波及させるため、今年2月に事例報告会を開催したところ、約60名の町会関係者の参加がありました。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

参加している人数も60名と大変多いように感じましたし、事例報告会自体にも60名の町会関係者が来たということで、大変注目されているなど感じました。

実際、仲町エリアでの事業に当たって、私も

ちょっと近かったので、いろいろと本当は参加しなかったのですが、ちょっと所用がありましたしなかなか難しかったのですが、参加した人からは大変よかったという声を聞いております。

このことに対して市ではどのように評価されているのか、また、町会役員の方からはどのような声があったのか、伺えればと思います。

◎市民協働課総括主幹（山崎 幾子） まず、評価ということだったのですけれども、本プロジェクトの実施を通じて、若い世代が主体的に取り組み、それを町会役員がサポートすることで、若い世代と町会役員の間には良好な信頼関係が築かれたと感じております。

また、イベントでは町会の加入・非加入にかかわらず、多くの親子に御参加いただき、町会への理解促進にもつながりました。

町会役員からの声ということなのですが、「若い世代の顔を知ることができたのが大きな成果だ」ですとか、「将来的に町会の中心となっていってもらえるよう、今回生まれた若手との関係を大切にしていきたい」などの声が寄せられました。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

若い世代との関わりはなかなか難しい中で、このような企画ができてすごくよかったと思いますし、新たな年度にも続々といろいろなイベントのような、様々なことを考えていただきたいと思います。

仲町エリアの中だけしか見ていなかったのですが、インスタグラムでSNSでの配信というのもされていて、随時その中身というのは、若い世代にはすごく分かりやすいものになっていたと思います。いろいろと今あるところだけではなくて、いろいろな町会とつながりを持てるように、またいろいろと工夫していただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎11番（坂本 崇委員） 予算書57ページ、2款1項4目8節旅費、予算概要26ページのシンガポール交流プロジェクト事業について質疑いたします。

この事業なのですが、予算書を見ますと、旅費が予算計上されております。来年度、どのようにこの事業が進められていくのか、概要についてお聞かせください。

◎企画課長（白戸 麻紀子） シンガポール交流プロジェクト事業ですが、本市とシンガポール植物園をつなぐ植物学者・郡場寛というところがキーになってきます。植物学者・郡場寛の認知度向上、交流の機運醸成、それからこの交流の基盤となる取組であると考えております。

今回の予算措置は、旅費のみで情報発信の部分はないのですが、さらなる認知度向上に向けて、令和7年度においても、関係課とも連携しながら、様々な機会を捉えて取組を進めていきたいと思っております。

具体的には、公園緑地課において、弘前大学の文京キャンパスに現存している郡場寛の学長就任を記念して植樹されたメタセコイア3本を、昨年12月に市の保存樹木に指定しております。来年度は、これに樹名板を設置して、プレスリリースをした上でお披露目をする予定としているほか、本

年、郡場寛が学長として尽力して農学部が創設されてから70周年の節目の年となります。このことから、大学の歴史や研究成果などを紹介している弘前大学の資料館において、郡場寛の企画展を、農学部創設70周年記念事業として開催する方向で、現在、大学や関係機関と調整を進めているところであります。

また、教育委員会のほうで小・中学生を対象に実施しているひろさき卍学のテキストの中で紹介している偉人の中に、新たに郡場寛を追加することとして、現在、改訂作業を進めております。

このほか、予算措置があります旅費ですがけれども、令和7年度においては、シンガポールと今後の交流実現に向けて具体的な協議ですとか調整を行ってまいりたいと考えております。現地関係機関を訪問することを想定しております、一過性に終わることのない当市ならではの交流の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

去年、私、質問させていただいたのですがけれども、その後で地元の新聞とかにも郡場寛の存在が特集されたりして、少しずつではありますが、その存在を知る方も多くなってきたと思います。

また、シンガポール植物園との交流ということですがけれども、今、日本全国のインバウンドの誘致で、シンガポールは人気者であります。どこの地域も、シンガポールからの誘客を狙っているわけなのですが、当市のように、こういう先人のシンガポール植物園との交流とか、そういうのは大変心強い、当市ならではのほかにはないアドバンテージになりますので、ぜひこういうのをうまく活用しながら、交流のきっかけをつかんでいただければなと思います。

◎12番（齋藤 豪委員） 58ページ、2款1項4目企画費12節委託料、関係人口創出事業企画運

営業務委託料ということで、これは継続事業だと思うのですがけれども、もう一度、委託先、事業内容、そして、成果がありましたらお聞かせください。

◎企画課長補佐（土岐 博志） 関係人口創出事業について、委託先と概要、それから成果ということでお答えいたします。

まず、概要になりますけれども、こちら、令和4年度から6年度まで、関係人口の創出に加えまして、移住者や地域で活躍する人の増加を目指し、取組を実施してきております。

実績と概要ということセットでお答えしたいと思っておりますけれども、まず、関係人口創出の取組といたしまして、ねぶたコースと兼業コースと、二つの事業を実施しております。まず、ねぶたコースのほうから、こちらは県外からの参加者が1週間程度の日程で、ねぶた期間中に当市へ滞在しながら、ねぶた団体の方々と関わり、準備や後片づけ、運行などを手伝いながら、地域住民と交流していただくものとなっております。この事業3年で、累計53名の方に参加いただいております、受入団体の方が、どのようにすれば参加者の方に喜んでもらえるか、ねぶたや弘前を好きになってくれるかといったことを考えまして、出陣以外の日にも市内を案内するなど、非常に温かく受け入れてくださったということで、参加者は地域の人たちとより深く関わり、コミュニティーに入り込むことができたものと考えてございます。

この結果、今年のねぶたまつりの期間中ですがけれども、令和4年度、5年度に事業に参加しました34名のうち、半数の17名が当市のほうを事業とは関係ない形、プライベートで訪れまして、各自でねぶた団体の方々と連絡を取り合い、自主的に運行に関わるといった姿も見られております。中には友人を連れてくるといった方もおりまして、ねぶたをきっかけとしたコミュニティーの広がり

を見せているほか、ねぷたまつりの期間以外にも弘前に旅行で訪れる参加者も数名いるなど、関係人口の創出につながっているものと認識してございます。

続きまして、兼業コースになりますけれども、こちらは兼業人材を希望する地元の企業のニーズに合わせたプロジェクトを企画しまして、各プロジェクトに適したスキル・経験を持った人材とのマッチングを行うものとなっております。

こちら3年で9企業に12名が参加しております、商品のPR方法やブランディングなど、企業が抱える課題解決の一助となったとの声があったほか、現在も、プログラムで受け入れた兼業人材の方と定期的にミーティングを行うなど連携が続いております、企業としても関係人口としても一定の効果があったものと認識しております。

今の関係人口創出事業につきまして、委託先はNCL——ネクストコモンズラボとなっております。

次に、移住を検討している県外在住の中高齢者が移住を体験する機会ということで、弘前の暮らしを体験という事業を実施してございまして、こちらのほうには3年間で30組39名の方が滞在しております。その中から3組4名が実際に移住したということになってございます。こちらのほうについては、委託先が弘前豊徳会になってございます。

最後になりますけれども、様々な人が交流して、自身の経験やスキルを生かして、地域で活動する機会を提供する交流・活躍の場創出事業というものも実施してございまして、こちらは3年間で約100回のイベントを実施しております、参加者が2,000名以上となっております。こちらにも、自身の経験やスキルを生かしたいと考え、地域で行動を起こす機会を求めている地域住民の掘り起こしができたものと考えてございます。

委託先は、こちらは3事業者おまして、弘前豊徳会、それから社会福祉法人千年会、あとは、しののベース、三つの事業者に委託しております。

◎12番(齋藤 豪委員) 先日、私、とある報道特集でも、この関係人口から移住なり観光なり、あとは弘前への関心を持っていただくというような取組がなされていたというのを拝見しました。今年で終わるということなのですが、ぜひとも、さらにまた、市外、弘前以外の方から見た弘前というのはどういうふうに捉えられているのか、また、弘前以外の方から見て、弘前というのはどういう方向性、どういう可能性を持っているのかというような様々な可能性を探ることになるかと思っておりますので、できれば継続というか、今年を取りあえずしっかりと成果を出していただきたいと思っております。

◎企画課長補佐(土岐 博志) この事業については継続事業ということで、来年度以降も一部内容を変更しまして、継続して実施していく予定でございます。

◎委員長(佐藤 哲委員) ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎21番(蒔苗 博英委員) 私からは、2款1項4目、予算書の56ページ、報償費の中の次期総合計画策定事業について質疑させていただきます。

住み続けられるまちづくりを創出ということで、高校生や大学生を対象にワークショップを通じて意見を聴取するというので、先ほど樋川委員からの質疑に対して、私も理解をいたしました。

そうすれば、実際、一般市民からの意見の聴取

はどのように行うのかということもお聞きしたい
と思います。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 次期総合計画策定
に向けて、一般市民からの意見の聴取方法なので
すけれども、市民50人程度で2日間かけてワーク
ショップを行いたいと考えております。弘前がよ
り魅力あるまちとして発展するためにできること
を提案いただき、次期総合計画の基本構想や取組
内容に反映したいと考えております。

なお、参加者は無作為抽出の16歳以上の市民
2,600人を対象とする市民意識アンケートのほう
に依頼文を同封して募集する予定としておりま
す。

◎21番（蒔苗 博英委員） 市民ワークショッ
プは参加者50人程度ということでありましたけれ
ども、弘前がより魅力あるまちとして発展してい
くためには、多くの市民が将来の弘前市を考える
機会をつくる必要があるだと考えます。

弘前市は来年度、令和8年2月27日に市制施行
20周年を迎えます。そういった意味でも、市民一
人一人が市のこれまでの歩みを振り返って、改め
て将来を展望できるような機会として、市制施行
20周年記念式典を実施するべきではないかと思
いますが、市の見解を求めます。

◎企画部長（外川 吉彦） 弘前市は、来年2月
に現在の弘前市になってから20周年を迎えること
になります。これに当たりまして、来年——令和8
年になりましてからは、年頭の市民互礼会から始
めまして、各事業、催しなどについて市制施行20
周年という冠を付して実施する予定ということに
しております。

このことにより、ただいま委員からお話があり
ました式典などの記念事業については、現段階で
は令和7年度予算には計上されていないものでご
ざいますが、今お話のとおり、多くの市民がこれ
までの市政を、弘前市を振り返り、さらに将来を

考えるということは、非常に重要なことだと認識
しております。ただいま御提案いただきました記
念事業、記念式典などにつきましても、ここに
いらっしゃいます委員の皆様、思いが同じなので
あれば、市としても検討しなければいけないと考
えるものでございます。

◎21番（蒔苗 博英委員） 20周年の式典、ぜ
ひとも前向きに検討して、ぜひ実現させていただ
きたいと思います。ありがとうございました。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、創和・公明
の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の
御質疑ありませんか。

◎26番（工藤 光志委員） 60ページ、2款1
項総務管理費の中で、工事請負費で岩木庁舎管理
工事というのがあります。4300万円ほどの予算で
すが、先ほど合併20周年を迎えるに当たり、今ま
で度々岩木庁舎の改修管理工事がなされたこと記
憶をしていますけれども、この令和7年度の工事
を含めて、これまで何回、何年に工事をやって、幾
らぐらいの経費がかかったのかお知らせくださ
い。

それと、総務管理費ですけれども、この中で交
通安全対策費の中で、設計等業務委託料で1700万
円ほどの予算がありますけれども、この中身につ
いて教えてください。

◎岩木総合支所長（野呂 智子） ただいまの質
疑にお答えします。

過去の市町村合併以降の岩木庁舎における工事
につきましてですが、大規模工事については、金
額は今手元に持っていないのですけれども、大き
い工事としましては、岩木庁舎に設置しましたエ

レベーターの工事、それから耐震改修の工事、そして7年度の今回の非常用発電機の更新の3件が大規模工事としてカウントしております。「金額は」と呼ぶ者あり

金額は、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、後ほど資料をお持ちしたいと思います。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 設計等業務委託料1700万円という御質疑だったのですけれども、こちらは地域交通課内で所管している城北公園交通広場の再整備、いわゆるリニューアルに関する設計等業務委託料を計上しているものでございます。

◎26番（工藤 光志委員） 委員長にお願いいたします。

今、岩木庁舎の関連の質疑をしているわけですが、何年に金額が幾らかかったか、今、工事も把握していないようですので、後ほど資料として提出していただけますか。

◎委員長（佐藤 哲委員） 分かりました。

支所長、よろしく申し上げます。

◎岩木総合支所長（野呂 智子） 分かりました。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、2款総務費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、3款民生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 3款民生費の予算について御説明申し上げますので、74ページを御覧願います。

74ページから76ページにかけて、1項社会

福祉費 1目社会福祉総務費は18億5840万1000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は327万1000円で、就労準備講座運営業務等の委託料を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は8240万4000円で、弘前市社会福祉協議会などの各種団体に対する補助金等を計上したものであります。

76ページから79ページにかけて、2目心身障害者福祉費は62億1436万3000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億7064万円で、障がい者地域活動支援センター事業などの障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業等の委託料を計上したものであります。19節扶助費は60億166万2000円で、身体・知的・精神障がい児者に係る生活介護等の障がい福祉サービスに要する経費を計上したものであります。

79ページから81ページにかけて、3目老人福祉費は34億5319万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は4356万2000円で、生活支援ハウス運営事業等の委託料を計上したものであります。19節扶助費は3億1695万1000円で、養護老人ホームに入所している高齢者の老人保護措置費や、在宅高齢者に対する各種支援に要する経費を計上したものであります。

81ページから82ページにかけて、4目社会福祉施設費は4億5543万5000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は3億9448万7000円で、弥生荘及び老人福祉センターなどの指定管理に係る経費等を計上したものであります。14節工事請負費は4142万7000円で、弥生荘整備工事等を計上したもので

あります。

82ページの5目国民年金費は4113万4000円で、国民年金に係る事務に要する人件費及び事務費となっております。

83ページの6目後期高齢者医療費は29億2834万9000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

12節委託料は1億2223万3000円で、後期高齢者の健康診査業務委託料等を計上したものであります。

83ページから85ページにかけて、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は16億5570万5000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は4億2366万4000円で、一時預かり事業や延長保育事業などの補助金を計上したものであります。19節扶助費は8億3348万7000円で、子供及びひとり親家庭等の医療費の負担軽減等に係る経費を計上したものであります。

85ページから86ページにかけて、2目児童運営費は108億6983万6000円で、保育所や認定こども園の運営及び児童手当等に係る経費となっております。

86ページの3目保育所費は1億6664万7000円で、こども家庭センター及び駅前こどもの広場の運営等に係る経費となっております。

86ページから88ページにかけて、4目児童福祉施設費は5億7189万8000円で、弥生学園や児童館などの指定管理及び施設管理費等に係る経費となっております。

88ページの5目児童健全育成費は2億7115万円で、放課後児童健全育成事業の運営等に係る経費となっております。

89ページの6目少年相談センター費は494万3000円で、少年相談センター職員の人件費及び街

頭指導等に係る経費となっております。

89ページから90ページにかけて、3項生活保護費1目生活保護総務費は3億9807万6000円で、生活保護に係る事務に要する人件費及び事務費となっております。

90ページの2目扶助費は65億7301万円となっております。

以上で、3款民生費の説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎7番（竹内 博之委員） 事前に通告して、この内容について十分に理解できたので取り下げます。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、80ページ、概要の38ページ、3款1項3目、終活支援体制整備事業についてお聞きいたします。

新規事業ということで、まずはこの概要を教えてください。

また、これに着手することになった理由や、あるいは身寄りのない高齢者等の生活課題が深刻化している背景、そして、具体的なきっかけについて教えてください。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 終活支援体制整備事業の概要について、まず御説明いたします。

少子高齢化や核家族化の進展、また、家族間の事情などにより、生活上の様々な困り事を抱えているにもかかわらず、家族の支援が得られない高齢者等が増加しております。市では、将来的な高齢化の進行を見据え、本人が判断能力を有するうちに、サービスを提供する事業者等と契約をし、準備しておくことで、尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、行政のみならず民間事業者等と連携をし、地域で支える体制を整備しようとするものでございます。

事業化の背景につきましては、市ではこれまで、弘前圏域権利擁護支援センター、地域包括支援センター等の相談支援機関や、ケアマネジャーなどから、身寄りのない高齢者が直面する課題について伺ってまいりました。

課題は大きく三つに分類されます。

一つ目は、身元保証に代わる支援です。入院や施設入所の際には、料金の支払いや緊急時の連絡先として、身元保証人を求められることが多く、保証人がいない場合には対応を断られることもあるということでございます。

二つ目は、日常生活の支援です。生活費の管理のほか、高齢者は一人で意思決定や手続きすることが困難になってくるため、その支援が求められています。

そして、三つ目は、死後の事務に係る支援です。御遺体の引取りや葬儀、遺品整理なども求められています。

こうした課題に対応する事業者が、現在、本市にはおらず、ケアマネジャーなど、日常的に本人に関わっている支援者が代行しているのが実情であり、大変な御苦労をされていると伺っております。

また、身寄りのない高齢者等が死亡した場合には、法に基づき、市が火葬や埋葬を行います。対応した件数は、昨年度は16件、今年度は2月末で20件と増加をしております。

このように、身寄りのない高齢者の終末期における支援ニーズが高まっていることを受け止め、体制を整備したいと考えたところであります。

◎10番（成田 大介委員） 少しだけ一般質問でも触れさせていただいておりますけれども、終活支援体制構築業務委託料の内訳について、どのような業務内容が含まれているのか。また、委託先の選定基準、あるいは事業の具体的なスケジュールについて教えてください。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 委託業務の内容につきましては、まず、市内において身元保証の代替や死後事務の対応など、いわゆる終活に係る様々なサービスの提供を行う事業者の掘り起こしを行い、それら事業者との連携体制を構築します。その上で、終活に支援を必要とする方に向けた相談窓口の開設準備や、最低限必要な支援を組み合わせた商品の造成のほか、あらかじめ費用を本人に負担をしていただく預託の仕組みの構築などを行うこととしております。

委託先につきましては、終活支援の事業を市と協力して実施する意向のある社会福祉法人弘前市社会福祉協議会に随意契約により委託したいと考えております。随意契約の理由といたしましては、終活支援の体制は、成年後見制度に類似をしたところがあり、生前の身元保証や見守りから死後の事務対応までを一連のものとして、相談体制やサービスを提供する事業者との連携体制を構築する必要があります。この事業は、長期にわたり預託を求めるといった性質からも、業務が属人化されないよう、組織的な対応が可能であること、また、事業の継続性が担保されていること、そして、福祉関係機関をはじめとした事業者間の連携体制の中核的存在である必要があります。また、成年後見事務で実績のある団体がふさわしいと考えております。現在、市内において、法人として成年後見事務を受任している団体は2者ありますが、さきに述べた理由から、委託先として、弘前市社会福祉協議会を想定したものであります。

スケジュールにつきましては、市民に向けたところで言いますと、令和7年度中に終活の啓発や本事業の周知を目的とするセミナー開催を予定しているほか、令和8年度には相談窓口の設置及びサービスの提供を開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） 身寄りのない高齢

者の方が安心して生活できる環境整備という意味では、今の時代、非常に重要なことだと思っております。ぜひ、関係機関とまた連携を強化しながら、令和7年度、そして8年度に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私からは、3款2項5目、予算書の88ページ、予算概要の46ページですが、放課後児童健全育成事業、いわゆるなかよし会についてお尋ねいたします。

さきの一般質問でもありましたけれども、学校内でなかよし会を運営している会は何か所あるのか、改めてお伺いいたします。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 現在、学校内でなかよし会を運営している会は、15か所ございます。

◎13番（蛭名 正樹委員） なかよし会の運営に当たって、学校施設を使用するに当たっての許可とか、いろいろなルールを定めていると思うのですが、そこはどういう方が、どういうことを決めているのかお答えください。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 今の御質疑にお答えする前に、先ほどのお答えを訂正いたします。15か所で運営するなかよし会のうち、学校の中でなかよし会を開設する箇所は13か所でございます。申し訳ございません。

それで、今の御質疑になりますが、学校を使用するに当たってのルールということでございますが、まず学校の施設自体は学校施設を所管する学校整備課に、行政財産の使用許可を、学校長の同意書を添付して提出して承諾を得ています。また、なかよし会が学校を使う際のルールは、実際に学校側と協議を行いまして、最終的には学校長からの承諾を得て実施しております。

◎13番（蛭名 正樹委員） そういう学校施設の利用に対して、教育委員会のほうといろいろと

やり取りしながら、学校長と協議して決めているというふうなことが分かりました。

具体的な話になりますけれども、和徳小学校のなかよし会では、児童が学校終了後、児童玄関から一旦出た後に、少し離れた体育館入り口からなかよし会教室に入っていると伺っております。その理由についてお伺いいたします。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 和徳小学校のなかよし会の児童が児童玄関から一旦出て、その後、なかよし会の別の玄関から入っている、その理由としましては、児童が授業終了後、一旦教室からなかよし会に移動する際に、ほかの教室の前を通る必要性が出てまいりまして、そうなりますと、ほかの学年の授業の妨げとなるということが危惧されるというのが1点と、あと、子供たちが一度外気に触れることで、授業から一旦児童の気持ちの切替えにもなると、そういった理由からこのような運営となっております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 分かりましたけれども、そうですかというふうに答えるしかないですね。

同じ学校内なのに、なぜ一度外に出る必要があるのかと疑問に思っている保護者の声もあります。また、児童が学校敷地外に出るのであれば、事故等のリスクもあるというふうな声も伺っております。その辺について、なかよし会ではどういう認識を持っているのかお尋ねいたします。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 一旦、学校の玄関から出て、例えば和徳小学校であれば、歩道を通って別の玄関から入ってくるわけですが、それに対しては、こちらとしても、先ほど申しましたとおり、各学校、ほかの授業の妨げにならないようにとか、また、お迎えの車が出入りする、それによって児童の安全というものもちよっと危惧されるという面もありますので、学校の事情を伺いながら、そういう運用をしてきた

ところではあります。

ただ、保護者の方からもそういう意見があるように、学校の中、教室からなかよし会のお部屋に移動するほうが、時間的にも利便性も高いのではないかという事情はよく分かりますので、今、玄関が分かれている学校につきましても、学校とも話し合いをしながら、子供たち、あとは保護者の皆さんが安心して利用できるようななかよし会であるように、学校側の理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

◎13番（蛭名 正樹委員） いろいろと分かりました。

最後に、保護者の気持ちを酌んで、少しそういうことで協議したいというふうなお答えでしたので、まずは引き続き、教育委員会、学校側と課題について話し合いを重ねて、よりよい環境を整えていただきたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明13日、引き続き3款民生費から審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認め、明13日、引き続き3款民生費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明13日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時37分 散会〕

委員長 佐藤 哲